

信用保証 業務案内



信用保証で企業の活力・地域の繁栄

宮城県信用保証協会

URL <https://www.miyagi-shinpo.or.jp/>

作成日 令和7年4月1日

はじめに

信用保証協会は「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めることにより、中小企業・小規模事業者と金融機関とを結び付ける「かけ橋」としての役割を果たし、中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定、強化に寄与するとともに地域経済の活力ある発展に貢献していくものであり、その役割と責任はますます大きくなるものと確信いたします。

当協会はその社会的使命を果たすために、以下の「倫理憲章」による公共性を掲げ、ひとつの金融・経済活動を行う機関に止まらず、広く地域の社会、経済全般にわたり貢献に努めてまいります。

【宮城県信用保証協会倫理憲章】

（信用保証協会の公共性と社会的責任）

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

（質の高い信用保証サービス）

2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

（反社会的勢力との対決）

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

（地域社会に対する貢献）

5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

- ◇ 信用保証協会をご利用される場合は、信用保証料のみを負担していただいております。「斡旋料、仲介料」等は一切必要ありません。
- ◇ 信用保証業務における第三者の介入は認めておりません。第三者の同席、又は第三者が介入した案件については、お断りしておりますので、ご注意ください。
- ◇ 反社会的勢力は信用保証協会をご利用いただけません。

目 次

信用保証協会とは	1	短期継続型保証（通称：たんけい）	43
宮城県信用保証協会の概要	1	宮城県制度「経営安定資金 一般資金／経営安定資金 経営改善サポート借換資金」	44
信用保証業務の状況	1	事業見直しや第二創業を応援する制度	44
信用保証ご利用のメリット	2	宮城県制度「SDGs 推進資金」	45
信用補完制度について	3	宮城県制度「”伊達な旅” 整備促進資金」	45
金融機関と信用保証協会との責任共有制度導入について	5	宮城県制度「富県宮城資金」	46
個人情報の取扱いについて	6	仙台市制度「仙台市中小企業育成資金」	47
保証をご利用できるかた	7	一般社団法人・一般財団法人向けの保証制度	47
保証金額の最高限度額	9	事業者カードローン当座貸越根保証	48
主な特例保証	10	当座貸越(貸付専用型)根保証	49
許認可業種及び根拠法	11	不動産担保に頼らない資金調達の保証制度	50
融資申込から融資実行までの事務の流れ	14	事業拡大～安定期の長期・安定的な資金調達ができる保証制度	51
信用保証申込みについての必要書類	15	外部環境の要因による経済危機時のセーフティネット保証	53
申込書類作成上の留意点（記入例）	16	半期基準報告制度にかかるモニタリング	54
信用保証協会団体信用生命保険制度	18	事業年度基準報告制度に係るモニタリング	55
信用保証料	20	償還報告について	56
経営者保証を不要とする取扱いについて①	24	専門家派遣事業	57
経営者保証を不要とする取扱いについて②	25	サポート会議	58
経営者保証を不要とする取扱いについて③	26	「経営改善計画策定」にかかる費用補助	58
経営者保証を不要とする取扱いについて④	27	本店・支店の担当業務のご案内	59
新しく創設された制度 ① ～協調支援型特別保証制度～	28	相談窓口のご案内	60
新しく創設された制度 ② ～事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度～	29		
新しく創設された制度 ③ ～経営力強化保証制度～	30		
新しく創設された制度 ④ ～仙台市中小企業育成資金 GX 促進関連～	31		
（1）経済変動対策資金 GX 促進関連～	31		
東日本大震災関連の保証制度	32		
東日本大震災関連の保証制度に係る利子および保証料補給	33		
創業支援の制度①	34		
創業支援の制度②	36		
事業承継にかかる保証制度①	38		
事業承継にかかる保証制度②	39		
事業承継にかかる保証制度③	40		
小規模事業者向けの資金繰り支援制度	41		
協調支援保証	42		

信用保証協会とは

- ① 信用保証協会法によって設立された公的機関です。
- ② 中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金を借入れる際に公的な保証と
なって借入れを容易にする保証機関です。
- ③ 中小企業・小規模事業者の経営、金融の相談相手になります。

宮城県信用保証協会の概要

設 立	昭和24年3月28日
事 務 所	本店・5支店
常 勤 役 職 員	96名(令和7年4月1日)
役 員	4名
職 員	92名
根 拠 法 律	信用保証協会法
保証債務残高	4,393億円(令和7年3月31日現在)
保 証 承 諾	1,348億円(令和6年度実績)
利用企業者数	21,180企業(県内中小企業の37.8%)

信用保証業務の状況

単位(件数、百万円)

年 度	保証承諾			保証債務残高			代位弁済(元利)		
	件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比
26	9,162	107,239	91.6%	38,357	376,239	91.7%	723	8,732	69.4%
27	8,479	96,467	90.0%	37,151	338,211	89.9%	585	6,824	78.1%
28	8,500	98,329	101.9%	34,725	306,220	90.5%	599	6,105	89.5%
29	7,901	91,688	93.2%	33,186	280,568	91.6%	484	4,592	75.2%
30	8,807	100,675	109.8%	31,872	266,415	95.0%	577	5,655	123.2%
令和元	8,727	104,733	104.0%	30,911	257,000	96.5%	693	6,651	117.6%
令和2	23,250	421,423	402.4%	40,458	499,036	194.2%	443	4,261	64.1%
令和3	7,317	95,848	22.7%	39,696	496,189	99.4%	334	3,674	86.2%
令和4	8,083	103,496	108.0%	40,112	476,389	96.0%	461	5,239	142.6%
令和5	9,722	147,950	143.0%	38,824	453,636	95.2%	701	7,092	135.4%
令和6	9,663	134,753	91.1%	39,438	439,326	96.8%	826	10,582	149.2%

※前年比は金額ベース

信用保証ご利用のメリット

信用保証協会をご利用されますと次のような大きなメリットがあります。

中小企業・小規模事業者のメリット

1. **金融機関からの借入が容易になります。**

公的機関である信用保証協会が保証をするため、借入れしやすくなり、金融機関のプロパー融資と保証付融資を併用することにより、借入枠の拡大が図れます。

2. **原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要としません。**

3. **長期の借入が可能となり、資金繰りが安定します。**

通常、金融機関からの借入期間は3～5年ですが、信用保証協会をご利用されますと7～10年の長期の借入が可能となります。また、借入期間が20年という超長期の保証制度もあり、財務体質の強化や改善が可能となり、前向きに事業経営に専念できます。

4. **有利な各種制度融資もご利用いただけます。**

県や市町村とタイアップした融資制度を活用して、有利な条件で融資が受けられます。金利や保証料が優遇されております。

5. **不動産担保を有効に活用することができます。**

信用保証協会に直接担保を入れていただきますと、いずれの金融機関からの借入れにもご利用いただけます。

また、担保設定時の登録免許税率が設定額の $\frac{2}{1,000}$ になる優遇措置（適用期限令和10年3月31日まで）があります。（一般の場合： $\frac{4}{1,000}$ ）

金融機関のメリット

1. **貸出資産の良質化が図れます。**

保証付融資は安全な優良資産であり、リスクの回避が図れます。

2. **与信枠の拡大・メイン化が図れます。**

安全で優良な融資であることから、保証付融資とプロパー融資との連携により融資枠の拡大が図れます。

取引先の深耕とメイン化が図れ、さらには新規取引先の開拓と将来有望な企業の発掘・育成に積極的に取り組むことができます。

3. **取引先のニーズに対応できます。**

各種保証制度や信用保証協会とタイアップした県や市町村融資制度の利用により、低利固定で保証料負担の少ない有利な融資セールスができます。

4. **コストの軽減が図れます。**

事業者カードローン当座貸越根保証、当座貸越根保証、割引根保証のような極度枠の保証制度の利用により、反復資金等の一本化がなされ、金融機関の事務処理の合理化が図られ、融資事務コストの軽減が図れます。

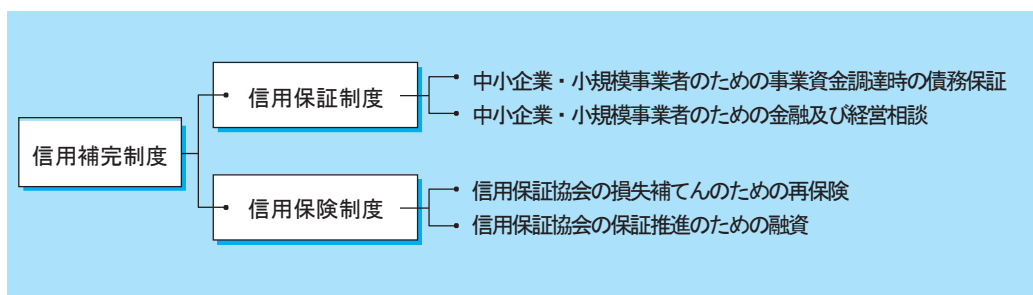
5. **自己資本比率規制に有利です。**

保証付融資は低リスク・ウエイトが適用されますので、金融機関の健全性・安全性の基準であるBIS規制の達成に寄与します。

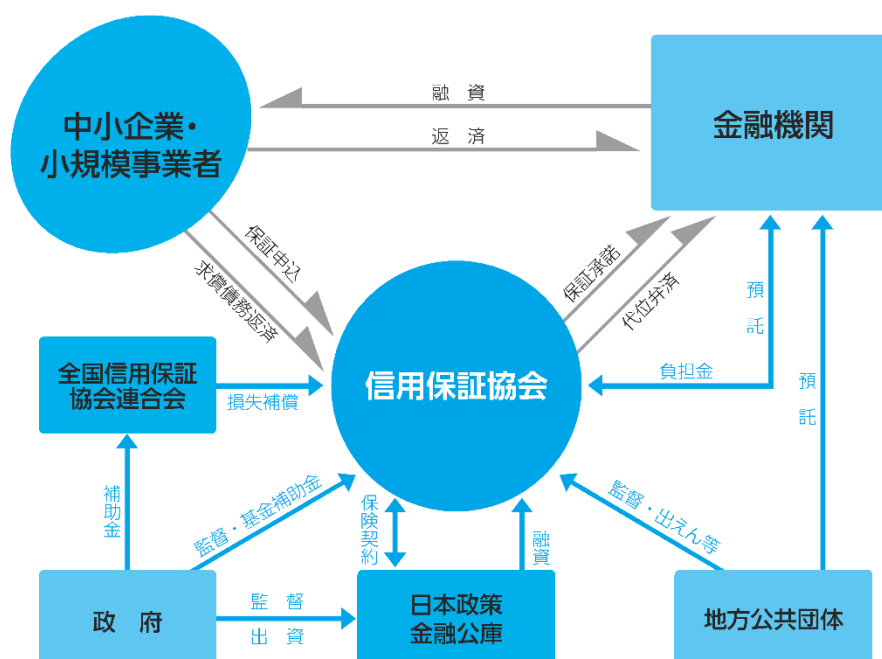
信用補完制度について

信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。



概略図



1 信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業・小規模事業者は、信用保証協会または金融機関を経由して信用保証申込をします。
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知します。
- ③ 保証承諾を受けた金融機関は中小企業・小規模事業者へ融資を行います。この時信用保証料をご負担していただきます。
- ④ 中小企業・小規模事業者は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。
- ⑤⑥ 事業上の都合で万一返済できない場合は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者に代わり金融機関へ借入金を弁済します。
- ⑦ その後、中小企業・小規模事業者とご相談しながら信用保証協会へ借入金を返済していただきます。（求償債務返済）

中小企業・小規模事業者が信用保証協会に金融機関の紹介を希望する際の相談窓口を設置しています。
相談窓口：本店営業部（保証一課、保証二課）、仙台東支店、白石支店、大崎支店、石巻支店、
気仙沼支店、経営支援部経営支援課

2 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

金融機関と信用保証協会との責任共有制度導入について

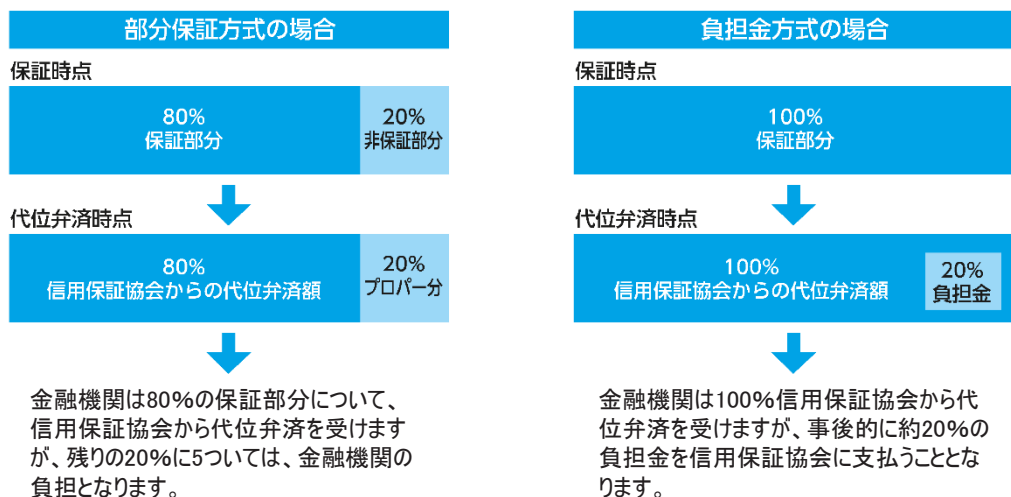
平成19年10月1日から責任共有制度が開始されました。

責任共有制度とは、中小企業・小規模事業者が保証付融資を受ける際に信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としたものです。

なお、創業向けの保証制度や経営安定関連保証の一部などは責任共有制度の対象外となります。

1.責任共有制度の概要	金融機関は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかの方式を選択しております。 ①部分保証方式 金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式 ②負担金方式 金融機関が過去の制度利用実績（代位弁済等実績率）に基づき一定の負担金を支払う方式
2.金融機関の負担割合	金融機関の負担割合は20%となります。
3.対象外となる保証	円滑な制度導入の観点から、当分の間、下記の制度については責任共有制度の対象外となっております。 ①小口零細企業保証制度 ②経営安定関連特例保険（セーフティネット）1～4・6号に係る保証 ③災害関係特例保険に係る保証 ④創業関連特例保険（再挑戦支援保証含む）に係る保証 ⑤特別小口保険に係る保証 ⑥事業再生保険に係る保証 ⑦求償権消滅保証 ⑧破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証） ⑨東日本大震災復興緊急特例保険に係る保証 ⑩事業再生計画実施関連保証（責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換える場合） ⑪事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度（責任共有制度対象外の保証付既往借入金または新型コロナウイルス感染症を事由とする危機指定期間内に融資実行されたセーフティネット保証5号を既往残高の範囲内で借り換える場合） ⑫危機関連保証 ⑬伴走支援型特別保証（責任共有制度対象外の保証付既往借入金をセーフティネット保証5号又は一般保証により既往残高の範囲内で借り換える場合）

責任共有制度における金融機関の負担部分のイメージ図



個人情報の取扱いについて

宮城県信用保証協会

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、以下に掲げるお客様の個人情報等を、信用保証業務及びこれに付随する業務並びに以下の目的の達成に必要な範囲で利用すること。
- ② 個人信用情報センターから提供を受けた情報であってお客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的のために利用しないこと。お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと。

＜個人情報＞

- ① 氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、他の信用保証協会利用状況、返戻保証料振込口座等、相談時に提出頂く書類、保証委託申込書・条件変更申込書並びに申込時及び申込後提出頂く書類に記載されたすべての情報
- ② 就業状況・収入・負債額・資産保有状況・住民票記載事項・相続人に関する情報等、求償権の行使に必要な情報

＜利用目的＞

- ① 経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用のご提案
- ② 保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定
- ③ 保証利用資格の確認及び保証取引の継続的な管理
- ④ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑤ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑥ 信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑦ 市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施
- ⑧ 保証料率・保険料率の算定及び保証料の返戻
- ⑨ 求償権の行使
- ⑩ その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

保証をご利用できるかた

《個人事業及び会社、組合等法人事業者》

▼政治・経済・文化団体・宗教法人等は、保証の対象となりません。

次の資格要件にあてはまるかたは、保証をご利用できます。

① 住所・営業実績

県内に事業所等を有し、客観的に事業を行っていることが明らかであること。

ただし、制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。

【客観的にみて事業に着手している例】

○既に当該事業に係る店舗・工場・事務所等の設備を完備している。（不動産賃貸契約を締結している場合も可）

○事業用建物の建築について具体的に進行中のもの。（建築許可を受けて工事に着手している場合）

○販売する商品の仕入が完了している（仕入中でも可）。

② 資本金・従業員数

業 種	資 本 金	従 業 員
小 売 業	5,000万円 以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円 以下	100人以下
卸 売 業	1億円 以下	100人以下
製造業等（運輸業・建設業・鉱業・旅行業を含む。）	3億円 以下	300人以下
医 療 法 人	—	300人以下

※次の政令特例 4 業種について資本金・従業員の規模が定められています。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円 以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円 以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円 以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円 以下	200人以下

（注1）資本金が従業員数のうち、いずれか一方が適合していればよいことになっています。

（注2）資本金が上記表の規模を超え、かつ、従業員も上記表の人数の9割超となる会社の場合は、公的機関に提出する一定の書類により従業員数を確認させていただきます。

（注3）組合にはご利用できない組合もありますので、詳細は、信用保証協会窓口にお問い合わせください。

（注4）特定非営利活動法人（NPO法人）については、従業員数が上記表に該当していればご利用いただけます。
なお、政令特例業種の規模要件は適用されません。また、創業制度や小口零細企業保証制度等一部利用できない制度があります。

③ 業種

業 種		
製 造 業	鉱 業	運 輸 サ ー ビ ス 業
食 料 品 工 業	鉱	運 送 取 扱 業
織 維 品 工 業	土 石 採 取 業	そ の 他 の 運 輸 サ ー ビ ス 業
木 材 ・ 木 製 品 工 業	建 設 業	そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業
家 具 ・ 建 具 工 業	物 品 販 売 業	専 門 サ ー ビ ス 業
紙 工 業	卸 売 業	獣 医 業
印 刷 ・ 製 本 業	小 売 業（飲食店を除く）	そ の 他 の 専 門 サ ー ビ ス 業
印 刷 業	飲 食 店	医 療 ・ 福 祉 業
出 版 業	運 送 倉 庫 業	医 業
製 版 ・ 製 本 業	運 送 業	歯 科 医 業
化 学 工 業	貨物運送取扱事業（鉄道・軌道に限る）	そ の 他 の 医 療 ・ 保 健 衛 生 業
石 油 石 炭 製 品 工 業	倉 庫 業	社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業
ゴム・プラスチック工業（ゴム製品製造業を除く）	サ ー ビ ス 業	廃 棄 物 処 理 業
ゴ ム 製 品 製 造 業	物 品 賃 貸 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業
皮 革 工 業	宿 泊 業	学 校 教 育 事 業
窯 業	洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場 業	そ の 他 の 教 育 ・ 学 習 支 援 業
機 械 工 業	洗 濯 ・ 洗 張 ・ 染 物 業	学 習 塾、教 養 ・ 技 能 教 授 業
電 気 機 器 工 業	理 容 業	そ の 他 の サ ー ビ ス 業
車 輜 工 業	美 容 業	加 工 ・ 修 理 業
船 舶 工 業	浴 場 業	鶏 卵 ふ 化 業
金 属 工 業	物 品 預 り ・ 駐 車 場 業	園 芸 サ ー ビ ス 業
ソ フ ト ウ ェ ア 業	そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	そ の 他 の サ ー ビ ス 業
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	旅 行 業	不 動 産 業
そ の 他 の 工 業	映 画 ・ 娛 楽 業	そ の 他 の 産 業
農 林 漁 業	映 画 館	郵 便 業
木 材 伐 出 業	娛 楽 業	通 信 業
製 造 業	広 告 業	イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業
	放 送 業	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業
	情 報 通 信 サ ー ビ ス 業	金 融 業 ・ 証 券 業 ・ 保 険 業 の 一 部

▼上記業種の内にも対象とならないものがあり、ご不明な点は信用保証協会窓口にご相談ください。

▼主な信用保証対象外業種

- ・ 農業・林業・漁業・畜産業・狩猟業・金融業・証券業・保険業の一部、宗教等
- ・ 風営法第2条第6項～10項に規定する性風俗関連特殊営業（例：ラブホテル、アダルトビデオ販売、テレホンクラブ等）

▼許可・認可・届出等の必要な業種については、それらがないと保証の対象になりません。

③ 事業資金

保証の対象となる借入金の資金使途は、中小企業者等が事業経営に必要な設備資金または運転資金であることが必要です。借入金が消費資金のような非生産的なものは事業資金に該当しません。

なお、保証対象業種と非対象業種を兼業している場合は、当該資金使途が、対象業種に限定されることが明らかである場合に限り、保証の対象となります。

保証金額の最高限度額

中小企業・小規模事業者一企業に係る保証限度額は、中小企業信用保険における普通保険の限度額 2 億円（組合 4 億円）と無担保保険の限度額 8,000 万円（組合も同額）を合わせた 2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）となっています。これら一般保証に係る保証限度額とは別枠で、中小企業信用保険の特例措置等に基づき各種政策目的により創設された別枠保証に係る限度額が設けられています。

1. 一般保証／普通保証

個人・法人 2億8,000万円（組合4億8,000万円）

【内訳】

普通保証 2億円（組合4億円）

無担保保証 8,000万円

特別小口保証 2,000万円（普通保証、無担保保証と併用不可）

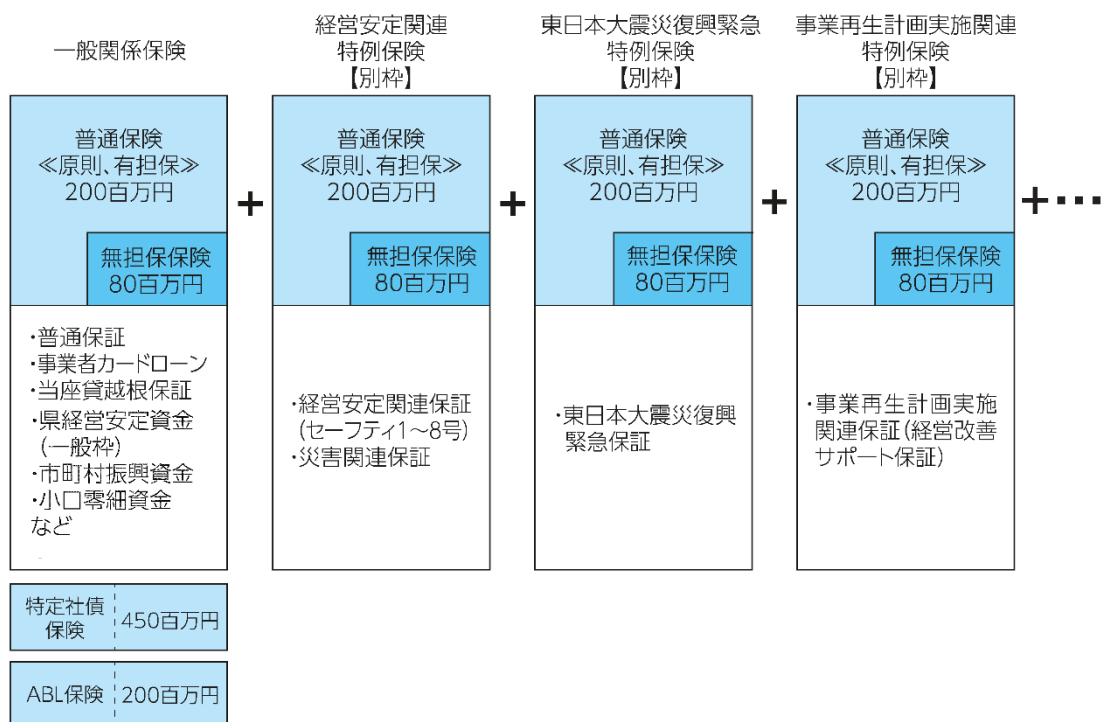
2. 別枠保証／特例保証

国が定める特別の要件を備えた保証で、上記一般保証の限度額とは別枠で利用できます。

<留意事項>

- (1) 制度保証については上記保証限度内で、各制度毎に保証限度額が定められております。
- (2) 組合によっては、保証限度額が個人・法人と同じになる場合があります。
- (3) 保証限度額には、他の信用保証協会の保証利用額も含まれます。
- (4) 保証限度額は、組合からの転貸分も含まれます。
- (5) 同一代表企業等の関連企業は合算して一中小企業・小規模事業者の保証限度額により取り扱います。

《一般関係保険と、主な特例保険》



主な特例保証

保 証 種 類				個人・法人	組 合 等
保 険 特 例 に 係 る 保 証	01	別枠	災 害 関 係 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	02	別枠	経 営 安 定 関 連 保 証	2 億 8,000 万円 (注 1)	4 億 8,000 万円
	17	別枠	労 働 力 確 保 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	18	別枠	中 小 小 売 商 業 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	26	別枠	地 域 伝 統 芸 能 等 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	44	一部別枠	中 心 市 街 地 商 業 等 活 性 化 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	45		中 心 市 街 地 商 業 等 活 性 化 支 援 関 連 保 証	5 億 6,000 万円 (注 2)	-
	47		特 定 新 技 術 事 業 活 動 関 連 保 証	3 億円 (注 3)	6 億円 (注 3)
	49	別枠	経 営 革 新 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
		別枠	〃 (新 事 業 開 拓 保 険 分)	3 億円 (注 3)	6 億円 (注 3)
		別枠	〃 (海 外 投 資 関 係 保 険 分)	3 億円 (注 4)	6 億円 (注 4)
	51		創 業 関 連 保 証	3,500 万円 (注 5)	-
	56	別枠	周 辺 地 域 整 備 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
		別枠	〃 (新 事 業 開 拓 保 険 分)	3 億円 (注 3)	6 億円 (注 3)
	57	別枠	下 請 振 興 関 連 保 証	2 億円	2 億円
	59	別枠	流 通 業 務 総 合 効 率 化 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	63	別枠	特 定 信 用 状 関 連 保 証	2 億円	-
	64	別枠	事 業 再 生 円 滑 化 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	65	別枠	農 商 工 等 連 携 事 業 関 連 保 証	4 億 8,000 万円	6 億 8,000 万円
		別枠	〃 (新 事 業 開 拓 保 険 分)	4 億円 (注 3)	6 億円 (注 3)
		別枠	〃 (海 外 投 資 関 係 保 険 分)	4 億円 (注 4)	6 億円 (注 4)
	67	別枠	経 営 承 継 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
	69	別枠	商 店 街 活 性 化 事 業 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	71	別枠	東 日 本 大 震 災 復 興 緊 急 保 証	2 億 8,000 万円 (注 6)	4 億 8,000 万円 (注 6)
	74	別枠	特 定 下 請 連 携 事 業 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
		別枠	〃 (新 事 業 開 拓 保 険 分)	4 億円 (注 3)	6 億円 (注 3)
	75	別枠	事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	78	別枠	経 営 力 向 上 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
		別枠	〃 (新 事 業 開 拓 保 険 分)	3 億円 (注 3)	6 億円 (注 3)
		別枠	〃 (海 外 投 資 関 係 保 険 分)	3 億円 (注 4)	6 億円 (注 4)
	79	別枠	地 域 経 済 牽 引 事 業 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	81	別枠	危 機 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	82		特 定 経 営 承 継 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
	83	別枠	商 店 街 活 性 化 促 進 事 業 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	86	別枠	先 端 設 備 等 導 入 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	87		情 報 処 理 支 援 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
	88	別枠	経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
	89		特 定 経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
	90		技 術 等 情 報 漏 え い 防 止 措 置 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
	91	別枠	社 外 高 度 人 材 活 用 新 事 業 分 野 開 拓 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
		別枠	〃 (新 事 業 開 拓 保 険 分)	3 億円 (注 3)	-
		別枠	〃 (海 外 投 資 関 係 保 険 分)	3 億円 (注 4)	-
	92	別枠	事 業 継 続 力 強 化 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
		別枠	〃 (新 事 業 開 拓 保 険 分)	3 億円 (注 3)	6 億円 (注 3)
		別枠	〃 (海 外 投 資 関 係 保 険 分)	4 億円 (注 4)	6 億円 (注 4)
	93	別枠	連 携 事 業 継 続 力 強 化 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
		別枠	〃 (新 事 業 開 拓 保 険 分)	3 億円 (注 3)	6 億円 (注 3)
		別枠	〃 (海 外 投 資 関 係 保 険 分)	3 億円 (注 4)	6 億円 (注 4)
	94	別枠	情 報 処 理 シ ス テ ム 運 用 ・ 管 理 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
	95	別枠	特 定 高 度 情 報 通 信 技 術 活 用 シ ス テ ム 開 発 供 給 等 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
	96	別枠	経 営 承 継 借 換 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
	97		特 定 連 携 事 業 継 続 力 強 化 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
	98	別枠	下 請 中 小 企 業 取 引 機 会 創 出 事 業 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
		別枠	〃 (新 事 業 開 拓 保 険 分)	3 億円 (注 3)	6 億円 (注 3)
	A6		農 林 水 産 物 ・ 食 品 輸 出 促 進 支 援 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	-
	A7	別枠	供 給 確 保 関 連 保 証	2 億 8,000 万円	4 億 8,000 万円
		別枠	〃 (新 事 業 開 拓 保 険 分)	3 億円 (注 3)	6 億円 (注 3)
		別枠	〃 (海 外 投 資 関 係 保 険 分)	3 億円 (注 4)	6 億円 (注 4)

(注1) 法2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものについては、3億8,000万円

無担保保証及び平成13年3月31日までに受けた法2条第3項第6号に該当する特定中小企業者(同号以外に該当することの認定を受けた者を除く。)に係る経営安定関連保証(無担保分)の合計は1億円以下

(注2) 中心市街地商業等活性化関連保証分を含みます。

(注3) 新事業開拓保証及び新事業開拓保険に係るその他の特例分を含みます。

(注4) 海外投資関係保証及び海外投資関係保険に係るその他の特例分を含みます。

(注5) 無担保保証及び本保証分の合計は8,000万円以下

(注6) 経営安定関連保証、災害関係保証(東日本大震災及び危機関連特例の対象となった災害に係るものに限る。)、危機関連保証及び本保証分の合計は5億6,000万円(組合等9億6,000万円)以下

※さらに、一般社団法人、一般財団法人等を中小企業者とみなす特例として、商店街整備等支援関連保証(特例コード19)、伝統的工芸品支援関連保証(22)、小規模事業者支援関連保証(30)、特定中小企業再生支援関連保証(55)、農商工等連携支援関連保証(66)、商店街活性化支援関連保証(70)、経営革新等支援関連保証(72)、情報提供支援関連保証(73)、連携創業等支援関連保証(76)、地域経済牽引支援関連保証(80)及び農林水産物・食品輸出促進支援関連保証(A6)が、商工会、商工会議所等を中小企業者とみなす特例として、特定中小企業再生支援関連保証(55)があります。

許認可業種及び根拠法

下記一覧表に無い業種についても必要に応じて許可証等の写しを確認させていただく場合があります。

(令和7年4月1日現在)

番号	業 種	許可等	根拠法	有効期限	処 分 権 者
1	食料品製造業	許 可	食品衛生法(55条)	5 年を下らない 期間 ※1	都道府県知事(市長又は区長)
2	食料品販売業	許 可	食品衛生法(55条)		
3	飲食店	許 可	食品衛生法(55条)		
4	建設業	許 可	建設業法(3条)	5 年	国土交通大臣又は都道府県知事
5	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)	許 可	道路運送法(4条)	5 年 ※2	国土交通大臣(地方運輸局長)
6	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業に限る。)	許 可	道路運送法(4条、8条)		
7	特定旅客自動車運送事業	許 可	道路運送法(43条)		
8	自家用有償旅客運送事業 ※3	登 録	道路運送法(79条)		
9	一般貨物自動車運送事業	許 可	貨物自動車運送事業法(3条)		
10	特定貨物自動車運送事業	許 可	貨物自動車運送事業法(35条)		
11	旅館業	許 可	旅館業法(3条)		都道府県知事(市長又は区長)
12	古物営業	許 可	古物営業法(3条)		都道府県公安委員会
13	薬 局	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)	6 年	都道府県知事
14	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造販売業	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)	5 年 又は6年 ※5	厚生労働大臣(都道府県知事)
15	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。)	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)	5 年 又は6年 ※6	
16	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。)	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条の2の2)	5 年	
17	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5 年	
18	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登 録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5 年	厚生労働大臣
19	再生医療等製品製造販売業	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5 年	厚生労働大臣(都道府県知事)
20	再生医療等製品製造業	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5 年	厚生労働大臣
21	医薬品販売業	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6 年	都道府県知事(市長又は区長)
22	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6 年	都道府県知事
23	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業 ※7	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6 年	
24	医療機器修理業	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5 年	厚生労働大臣(都道府県知事)
25	再生医療等製品販売業	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6 年	都道府県知事
26	一般廃棄物処理業	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2 年	市町村長
27	産業廃棄物処理業 ※8	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年 (更新時5年又は7年)	都道府県知事
28	特別管理産業廃棄物処理業 ※8	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)		
29	有料職業紹介事業	許 可	職業安定法(30条)	3年 (更新時5年)	厚生労働大臣
30	病院、診療所、助産所	許 可	医療法(7条)		都道府県知事(市長又は区長)
31	宅地建物取引業	免 許	宅地建物取引業法(3条)	5 年	国土交通大臣又は都道府県知事
32	酒類製造業	免 許	酒税法(7条)		税務署長
33	酵母・ろみ製造業	免 許	酒税法(8条)		
34	酒類販売業	免 許	酒税法(9条)		
35	第1種高圧ガス製造業	許 可	高圧ガス保安法(5条)		都道府県知事又は指定都市の長
36	液化石油ガス販売業	登 録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)		経済産業大臣(経済産業局長)又は都道府県知事

37	労働者派遣事業	許 可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年 (更新時5年)	厚生労働大臣
38	家畜商	免 許	家畜商法(3条)		都道府県知事
39	浄化槽清掃業	許 可	浄化槽法(35条)	期限を付すことができる。 (概ね2年)	市町村長
40	興行場	許 可	興行場法(2条)		都道府県知事(市長又は区長)
41	浴場業	許 可	公衆浴場法(2条)		
42	測量業	登 録	測量法(55条)	5 年	国土交通大臣
43	砂利採取業	登 録	砂利採取法(3条)		経済産業大臣(経済産業局長)又は都道府県知事
44	採石業	登 録	採石法(32条)		
45	建築士事務所	登 録	建築士法(23条)	5 年	都道府県知事
46	電気工事業	登 録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5 年	経済産業大臣(経済産業局長)又は都道府県知事
47	自動車特定整備事業 ※9	認 証	道路運送車両法(78条)		地方運輸局長
48	揮発油販売業	登 録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)		経済産業大臣(経済産業局長)
49	揮発油特定加工業	登 録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)		
50	軽油特定加工業	登 録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)		
51	住宅宿泊事業	届出※10	住宅宿泊事業法(第3条)		都道府県知事
52	接待飲食等営業 ※11	許 可	風営法(第3条)		都道府県公安委員会
53	遊技場営業 ※12	許 可	風営法(第3条)		都道府県公安委員会
54	包括信用購入あっせん業(少額包括信用購入あっせん業を除く。)	登録	割賦販売法(第 31 条)		経済産業大臣(経済産業局長)
55	包括信用購入あっせん業(少額包括信用購入あっせん業に限る。)	登録	割賦販売法(第 35 条の2の3)		経済産業大臣(経済産業局長)
56	クレジットカード番号等取扱契約締結事業	登録	割賦販売法(第 35 条の 17 の2)		経済産業大臣(経済産業局長)
57	個別信用購入あっせん業	登録	割賦販売法(第 35 条の3の 23)	3年	経済産業大臣(経済産業局長)
58	金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業	登録	金融商品取引法(第 29 条)		財務局長
59	適格機関投資家等特例業務	届出※13	金融商品取引法(第 63 条)		財務局長
60	海外投資家等特例業務	届出※13	金融商品取引法(第 63 条の9)		財務局長
61	移行期間特例業務	届出※13	金融商品取引法(附則第3条の3)		財務局長
62	商品先物取引業	許可	商品先物取引法(第 190 条)	6年	経済産業大臣(経済産業局長)又は農林水産大臣
63	商品投資顧問業	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律(第3条)	6年	経済産業大臣(経済産業局長)又は農林水産大臣
64	特定店頭商品デリバティブ取引業	届出※13	商品先物取引法(第 349 条)		経済産業大臣(経済産業局長)又は農林水産大臣
65	商品先物取引仲介業	登録	商品先物取引法(第 240 条の2)	6年	経済産業大臣(経済産業局長)又は農林水産大臣
66	資金移動業	登録	資金決済に関する法律(第 37 条)		財務局長
67	自家型前払式支払手段発行業	届出※13	資金決済に関する法律(第5条)		財務局長
68	第三者型前払式支払手段発行業	登録	資金決済に関する法律(第7条)		財務局長
69	金融商品仲介業	登録	金融商品取引法(第 66 条)		財務局長
70	有価証券等仲介業	登録	金融サービスの提供に関する法律(第 12 条)		財務局長

※1 令和3年6月1日時点で現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)による改正前の食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号の営業に該当しない営業(改正後の食品衛生法施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者は、施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き当該営業を行うことができます。また、改正法施行日時点で現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受けて改正前の食品衛生法施行令第35条各号の営業に該当する営業(改正後の食品衛生法施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者は、当該許可の有効期間の満了の日までの間、引き続き当該営業を行うことができます。

※2 一般貸切旅客自動車運送事業について、道路運送法の一部を改正する法律による改正前の同法第4条第1項の許可を受けている者は、平成29年4月1日に改正後の許可を受けたものとみなされる。なお、この場合における最初の更新期限は、道路運送法施行規則の一部を改正する省令に基づき、下表左欄に掲げる改正前の同法第4条第1項に基づく許可を受けた日の属する年の西暦年数の一の位の別に応じ、下表右欄に掲げる日となります。

改正前の道路運送法第4条第1項に基づく許可を受けた日の属する年の西暦年数の一の位		改正前の道路運送法第4条第1項に基づく許可を受けた日の以下に掲げる年における応答日
2又は7	許可を受けた日が1月1日から3月31日までの期間に属する場合	令和4年
	許可を受けた日が4月1日から12月31日までの期間に属する場合	平成29年
3又は8		平成30年
4又は9		平成31年、令和元年
5又は0		令和2年
1又は6		令和3年

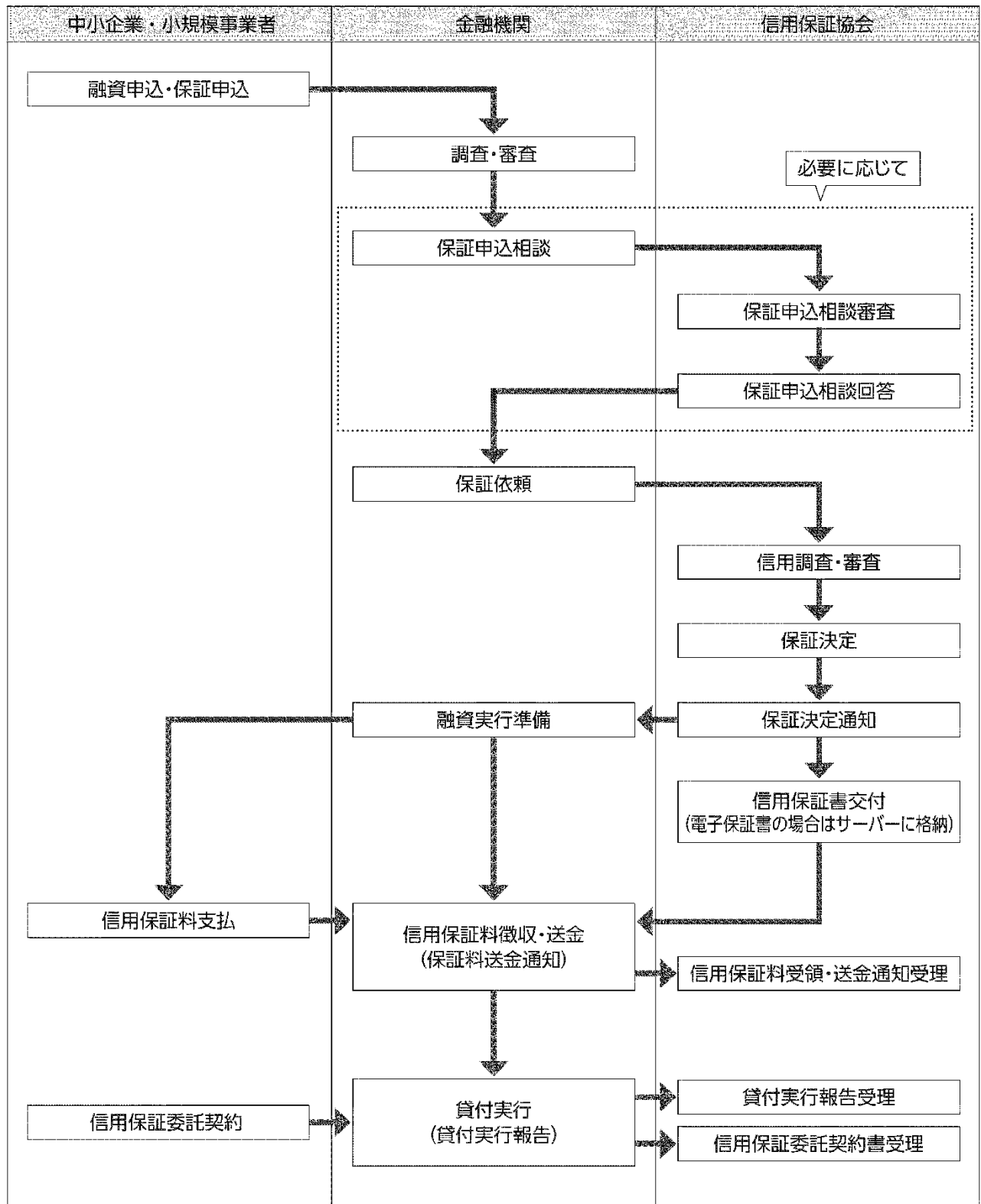
- ※3 特定非営利活動法人については、国土交通大臣の登録を受けることにより、自家用車を用いた「自家用有償旅客運送事業」を行うことが可能です。
- ※4 自家用有償旅客運送事業のうち、自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送（事業者協力型自家用有償旅客運送）に係る登録の有効期間及び当該登録の更新に際しては正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期限は、5年です。
- ※5 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造販売業のうち薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の有効期限は、6年です。
- ※6 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業のうち薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の有効期限は、6年です。
- ※7 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第 39 条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいいます。
- ※8 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は、7年です。
- ※9 令和 2 年 3 月 31 日以前に受けた自動車分解整備事業の認証は、令和 2 年 4 月 1 日以降自動車特定整備事業の認証とみなされる。また、令和 2 年 4 月 1 日時点で電子制御装置整備に係る事業を営んでいる者は、令和 6 年 3 月 31 日までの間は引き続き当該事業を営営することができるが、令和 6 年 4 月 1 日以降は自動車特定整備事業の認証が必要となります。
- ※10 住宅宿泊事業にあっては、住宅宿泊事業法第 13 条に規定する標識等により届出番号及び届出年月日を確認します。

＜許可等の名義が相違する場合の保証取扱い＞

許可等の名義が相違する場合の保証取扱いは、次の 1 から 3 のとおりとなります。

- 個人企業において、借入人（事実上の経営者）と許可等の名義人が異なる場合は、借入人名義で許可等を取り直す必要があります。ただし、次のような場合には、借入人（事実上の経営者）と許可等の名義人が異なっても保証の取扱いには差し支えありません。
 - 生活衛生関係の事業（食料品製造業、食料品販売業、飲食店・喫茶店営業、興行場営業、旅館業及び浴場業に限る。）並びに酒類販売業及び酒類製造業であって、許可等の名義人が借入人（事実上の経営者）と親子、夫婦、兄弟等三親等内の親族である場合
 - (1)の事業であって、相続や合併・分割・事業譲渡によって許可営業者の地位が承継されている場合
 - (1)以外の事業であっても、許可等の名義人が借入人（事実上の経営者）と親子、夫婦、兄弟等三親等内の親族であり、かつ借入人（事実上の経営者）と許可等の名義人が連署した宣誓書を提出していただく場合
- 法人成り企業において、借入人（事実上の経営者）と許可等の名義人が異なる場合は、借入人名義で許可等を取り直す必要があります。ただし、生活衛生関係の事業（食料品製造業、食料品販売業、飲食店・喫茶店営業、興行場営業、旅館業及び浴場業に限る。）並びに酒類販売業及び酒類製造業である場合には、許可等の名義が法人成り前の経営者個人名義のままであっても保証の取扱いには差し支えありませんが、許可等の更新に際しては法人名義に変更する必要があります。
- 第三者が許可等を受けていることにより、改めて許可等を受けなくても差し支えない場合（例えば百貨店内に出店している飲食業者のように許可の前提となる施設の賃貸を受けている場合）は、当該第三者名義の許可等の確認をする必要があります。

融資申込から融資実行までの事務の流れ



信用保証申込みについての必要書類

※貸付実行時には、信用保証委託契約書の作成・提出が必要となりますので、ご注意ください。

	書類名	留意事項
通常申込時に必要な基本資料	信用保証依頼書	保証申込の都度、毎回必要となります。金融機関にて作成いたします。
	信用保証委託申込書	保証申込の都度、毎回必要となります。
	個人情報の取扱いに関する同意書	原則として、初めてご利用いただく際に必要となります。 保証申込の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出願います。
	申込人(企業)概要	保証申込(条件変更を含む)の都度、提出願います。記載方法については、初回申込時は全て記載。 次回申込からは変化のあった項目のみ記載。全く変化のない場合は、空欄に「変化なし」と記載。
	確定申告書(写) (決算書)	直近2期分(別表及び勘定科目内訳明細のあるもの)が必要となります。ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要です。また、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります。
	商業登記簿謄本	初めてご利用いただく際に必要となります。(写し可。)2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。
	印鑑証明書	初めてご利用いただく際に申込人(法人・個人)、連帯保証人、担保提供者等について最近3ヶ月以内のものが各1通必要となります。(写し可。)2回目以降は、原則として前回までの利用時から変更のあった場合に必要となります。
	残高試算表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。
その他必要に応じて提出していただく資料	納税証明書または納付書(写)	法人の場合は、法人税または事業税の証明書 個人の場合は、所得税または事業税の証明書が必要となります。ただしどちらの証明書も添付できない場合には、住民税の証明書が必要となります。(この場合は、原則として事業による所得割のあるもの) なお、同一納付期間の申込で前回までの利用時に提出済の場合は不要です。ただし、ご利用いただく制度要綱に、原本提出や有効期限が定められている場合は、その要綱に従って提出してください。
	許認可証(写)等	事業上必要な許認可証等(主たる事業の主たる事業所)の写しを添付願います。 ただし、資金使途が特定の事業に係るものである場合には、当該事業に係る許認可証等の写しを添付願います。 なお、すでに提出済で、その許認可証等が有効期間内である場合には添付不要です。
	従業員数確認資料 従業員数が右記の場合、確認資料は原則として次の(1)(2)のいずれかが必要となります。 (1)労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写) (2)日本年金機構等公的機関による証明書ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。 (ア)「法人の事業概況説明書」 (イ)「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」 (ウ)「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」 (エ)「賃金台帳」	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。
	住民票または、在留カード(写)もしくは特別永住者証明書(写)	申込人(法人代表者を含む。)または連帯保証人が外国人である場合に、在留資格および在留期間(満了日)等の確認のため必要となります。
	事業報告書等	NPO法人の場合、特定非営利活動促進法第28条に規定する下記の書類が必要となります。 ①事業報告書 ②計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録 ③年間役員名簿 ④社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面
	見積書(写)または契約書等(写)	建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。
設備資金	建築確認申請書(写)	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。
	契約書等(写)	
担保を提供いただく場合	不動産登記簿謄本	新規担保提供時に最新のものを提出願います。(条件担保の場合は写し可。) なお、前回利用時から変更の無い場合は不要です。
	公図(地積・測量図)	
	建物図面・各階平面図	
	住宅地図(所在地略図)	
	土地賃貸借契約書(借地契約書)	借地上の建物を担保提供いただく場合に必要となります。
	承諾書	
	先行する租税債権がないかどうかの確認資料	担保提供時または極度増額時に所得税・消費税の納税証明書その3等を提出願います。(条件担保の場合は不要。)

以上のほか制度保証毎に必要な資料やその他追加資料を提出していただくことがあります。
資料例) 認定書、工事概況表(建設業の場合)、資金繰り表、固定資産税課税台帳登録事項証明書等
連帯保証人を徴求する場合には、「『経営者保証に関するガイドライン』」等に係るご説明の提出が必要です。

申込書類作成上の留意点（記入例）

記載例		信用保証委託申込書		(様式H0200)		
宮城県信用保証協会 行		受 付		年 月 日		
次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。						
申 込 人	フリガナ	ミヤギシンボショウカイ	〒980-0014	TEL (022) 225-6421		
	法人名	株式会社 宮城信保商会	本社または住所	フリガナ	センダイシアオバクホンチョウ	
	フリガナ	シンボ サプロウ			仙台市青葉区本町二丁目16番12号	
	氏名または代表者名	信保 三郎 ①男 2女	営業所または工場等	フリガナ	センダイシカバヤシクオロシマチ	
込 込 人	フリガナ		〒980-0015	TEL (022) 783-9021		
	商号				仙台市若林区卸町二丁目9番5号	
	経 営 者	① 個人 ② 株式 ③ 有限 ④ 合名 ⑤ 合資 ⑥ 合同 ⑦ 事業法人 ⑧ 組合 ⑨ 医療法人 ⑩ その他法人				
	資本金	50,000,000 円	従業員	常用(役員・家族除く) 50 名 常用(役員・家族) 3 名 臨時(パート含む) 10 名	生年月日	1960年10月26日
人	後 継 者	① 無 ② 有			設立年月日	
	業 種	(主たる業種) 建設機械製造業 (従たる業種) 電子部品製造業	取 扱 品 目	クリーン・ショベル 80 % 半導体 20 %		
	会計処理	① 中小企業会計に準拠 ② 非準拠 ③ 会計参与設置	(個人事業主の方) 負債対照表作成の有無	① 無 ② 有		
	許認可等	① 不要 ② 有 (当該事業に係る許認可証等取得し、適法に事業を営んでいることを宣言いたします)				
中 込 内 容	金融機関	〇〇銀行 (仙台 本・支店)	期 限	60 か月	返済方法	① 一括 ② 分割
	借入金額 (極度額)	10,000,000 円	買 入 金	① 運転資金 10,000 千円 ② 設備資金 千円	保証料	① 無 ② 有
	調達方法	本 件 10,000 千円 他 借 入 0 千円 自己資金 1,000 千円 そ の 他 0 千円 合 計 11,000 千円	必要理由	※本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使いたしません 買掛金支払資金 6,000千円 外注費支払資金 5,000千円		
	業 況	① 11 44,000 千円 ③ 43,500 千円 ⑦ 39,500 千円 ② 12 35,400 千円 ④ 32,500 千円 ⑧ 29,800 千円 ① 1 38,000 千円 ⑤ 41,200 千円 ⑨ 45,500 千円 ② 2 32,000 千円 ⑥ 35,200 千円 ⑩ 36,100 千円	申 込 時 点	① 滞りなし ② 滞りあり		
※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合に記入願います。						
他 協 会 の 保 証 利 用		① 無 ② 有 (信用保証協会) (信用保証協会)				
団信加入希望		保証協会団体信用生命保険 (略称「保証協会団信」) 加入希望の有無 ① 無 ② 有				
※ 「保証協会団信」の加入の有無と、保証の可否・金額査定はまったく関係ありません。						

記載例		保 証 人 等 明 細		年 月 日		
種 別	① 連帯保証人 ② 物上保証人					
申 込 人 関 係	① 代表者 ② 役員 ③ 事業承継予定者 ④ 親族 (同一生計) ⑤ 親族 (同一生計外) ⑥ 友人・知人 ⑦ 関連法人 ⑧ その他 ()					
氏 名	フリガナ	シンボ サプロウ	生 年 月 日	1950年9月21日		
法 人 名	信保 三郎 ①男 2女 (43才)		ま た は 設 立 年 月 日			
住 所	〒980-0015	フリガナ	センダイシアオバクホンチョウ	TEL (999) 99-9999		
職 業	① 会社員 ② 公務員 ③ 自営 () ④ その他 (当社代取)	年 収	800 百万円			
保 有 資 産 状 況	所有不動産	① 無 ② 有	土地	100 m ²	建物	50 m ²
	所在地	白石市中町11番地	時価合計	30 百万円	預金・その他	5 百万円
			負債残高	1 百万円		

記載例

信用保証依頼書

(様式H0400)

宮城県信用保証協会 行

年 月 日

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関コード		9999-9999 代理貸	
電話番号		(999) 99 - 9999	
FAX番号		(999) 99 - 9999	
担当部署・担当者		法人営業部 ○○ ○○	
不在時連絡者			
事前相談受付番号			
申込者		協会顧客番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
フリガナ		ミヤギシンボショウカイ	
株式会社 宮城信保商会		保証制度(略称)	
		普通	
責任共有対象		1 無 2 有 (①部分保証 ②連担)	
貸付金額		1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
資金用途		1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
貸付形式		1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
返済方法		1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
返済条件		1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
この貸付で完済する保証がある場合など		保証番号 ※(2)	
連帯保証人		保証料返戻預金口座 種類 1 普通 2 当座	
担保の有無		① 座番 999-99999999	
担保の種類		① 座名義(カナ) カミヤギシンボショウカイ	
設定区分		割引残高有無 1 無 2 有 ※割引根保証を更新する場合は、ご記入ください。	
備考(担保用紙等)		※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存(変更)の場合は、以下に内容等をご記入願います。 また、担保番号や保証番号が分かる場合にはご記入願います。 根拠当権第 1 順位 極度額 12,000,000円 当行設定 上記設定において、本件保証付債権がプロパー債権より優先する なお、優先極度額は、常時保証残高の110%とする 物件 1 仙台市青葉区本町二丁目16番地12 宅地 300㎡ 2 仙台市青葉区本町二丁目16番地の12 事務所 床面積 1階200㎡ 2階150㎡	
当座		○年 ○月 ○日現在の残高 (取引開始 預金 ○年 ○月/融資 ○年 ○月)	
当座		5,000 千円	
普通		4,000 千円	
定期性		11,000 千円	
その他		0 千円	
合計		20,000 千円	
区分		プロパー	
貸付		30,000 千円	
割引		15,000 千円	
その他		0 千円	
合計		45,000 千円	
保証協会付		10,000 千円	
保全状況		不動産 40,000 千円	
預金		10,000 千円	
その他		0 千円	
合計		50,000 千円	
取引振り		1 優良 2 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
申込(代表者)の事業経験・業界知識		金融機関所見	
1 十分ある 2 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		※最近の業況、返済能力、経営者の人物、取引方針等	
事業の将来性		・県内中堅建設業者を中心に取引先を確保しており、売上高横ばいに推移している。	
1 有 2 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		・技術力に定評があり、新規取引先である(有)○○○からの受注増加見込み。	
申込(代表者)の財政観念(決算・業績把握度)		・販売代金回収に手形受領が多いことから、長期運転資金導入により資金繰りの安定化を図るもの。	
1 十分にある 2 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		・営業収益により返済可能と判断される。	
立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業等)		・創業者の代より取引あり、メイン行として今後とも積極的に支援する方針である。	
1 良好 2 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿			
今期中の集付(相対先)			
1 発生していない 2 発生した(千円)			
【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。			
確認年月日		確認時間	
○年 ○月 ○日		○時 ○分	
確認方法		金融機関確認者	
1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()			

※(1) 保証期間と貸付期間が相違しているケースが発生しております。当協会ホームページ内に返済期間シュミレーションを掲載しておりますのでご参照ください。

※(2) 反復資金、当座貸越・事業者カードローン当座貸越根保証等の書換は「事前完済保証番号10桁」を記載してください。

※(3) 割引根保証更新、金融債務返済資金は「同時完済保証番号10桁」を記載してください。

※(4) 借換に際して保証料の返戻が発生する場合にご記入をお願いします。

個人の方で口座名に屋号が入る場合には漏れがないようご記入をお願いします。

信用保証協会団体信用生命保険制度

① 制度の目的

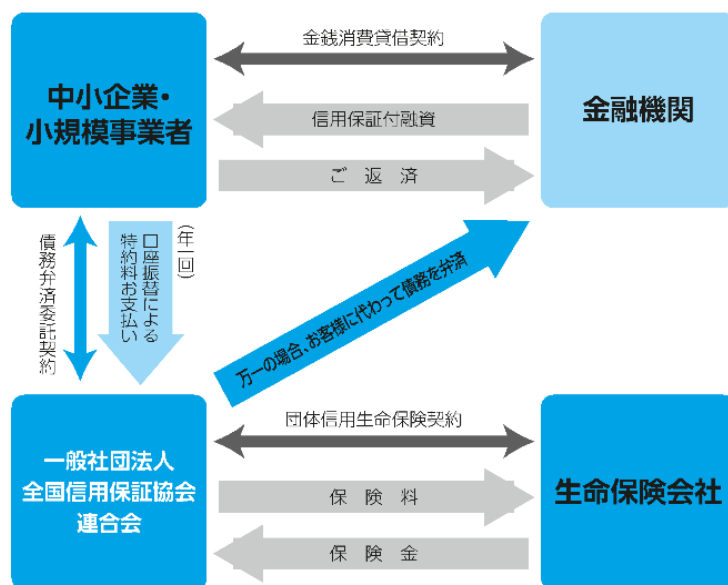
保証協会団信制度は、加入しやすい特約料（保険料）負担で、中小企業・小規模事業者の事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とし、中小企業・小規模事業者の団信加入ニーズに応える「プラスワンサービス」として導入したものです。

信用保証をご利用いただく際の選択肢の一つとして考えており、保証協会団信の加入は中小企業・小規模事業者の皆様の任意であり、保証の諾否には全く関係ありません。

② 保証協会団信のしくみ

個別の保証付融資について、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」といいます。）と生命保険会社の間で、中小企業・小規模事業者等の皆様を被保険者とする団体信用生命保険契約を結びます。

保証協会団信に加入した債務を完済する前に、被保険者が死亡・高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、金融機関に対する債務を弁済することとなります。



保険契約者：一般社団法人全国信用保証協会連合会

被保険者：個人事業主の場合は、事業主本人

法人の場合は、代表者であって保証付融資の連帯保証人

保険金受取人：一般社団法人全国信用保証協会連合会

保険金額：融資残高（残債務額）

保険期間：融資期間

③ 加入資格

加入対象：個人事業主の場合は、本人。

法人の場合は、「中小法人」に該当する法人の業務執行について代表権を有する連帯保証人（複数の場合は、そのうち1名）。

※「中小法人」とは、中小企業基本法第2条第1項または信用保証協会法第20条第4項に定める中小企業・小規模事業者に該当する法人。

④ 被保険者

加入申込日現在、満20歳以上71歳未満のかたで、次の(1)または(2)に該当するかた

- (1) 個人事業主の場合は、事業主本人
- (2) 法人の場合は、代表者であって保証付融資の連帯保証人

【注】以下の事由等に該当した場合、自動脱退となります。

イ被保険者のかたが満75歳になった場合

ロ被保険者のかたが代表者でなくなった場合

ハ被保険者のかたが代表者であっても連帯保証人でなくなった場合

⑤対象となる融資

100万円以上2億円以下の証書貸付で、期間1年以上の分割弁済の融資が対象となります。

【注】当座貸越、カードローン、割引根保証、予約保証、一括弁済等は対象となりません。

⑥申込手続き

保険金額の上限額が引き上げられました!! (1億円→2億円)

信用保証をお申込みになる際に、「保証協会団信申込書兼告知書」と「団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書」の必要項目を自筆にて署名・押印し、信用保証委託申込書等とともにご提出ください。

また、申込金額が5,000万円超の場合は「健康診断結果証明書(日本生命所定用紙)」のご提出が必要です。

※なお、告知日が1週間以内の同一被保険者に係る団信加入案件が複数あり、合算した申込金額が5,000万円を超える場合にも、「健康診断結果証明書(日本生命所定用紙)」のご提出が必要です。

⑦特約料の引落し

特約料(保険料)は、貸付実行がなされた後に、連合会(指定のカードサービス会社が代行)が団信申込時に登録された口座から1年分を引落します。引落日は以下のとおりです。

1年目	原則として貸付実行日の属する月の翌月28日
2年目以降	貸付実行日の属する月の28日

※1年目の引落しは事務手続きにより1か月程度遅れることがあります。いずれの場合も、引落しの約10日前に指定のカードサービス会社から被保険者へ通知されます。

※特約料のお支払額の試算は、全国信用保証協会連合会のホームページから行えます。

⑧留意点

- ◆健康状態によっては、生命保険会社の審査の結果、加入できない場合があります。
- ◆融資実行後の中途加入はできません。
- ◆保証協会団信から中途脱退した場合、または保証付融資を繰上げ完済した場合は、年払い特約料の返還は行われません。
- ◆保険金額の上限は2億円となります。すでに保証協会団信に加入されている場合には、その加入金額を含めて2億円が上限となります。

【申込書をご記入いただく際に、特に注意いただきたい事項】

※詳細は「申込書兼告知書」見開き折り込みの記入要領をご覧ください。

実印欄	「個人情報の取扱い」および「契約概要」は法人印ではなく、 個人印 を使用してください。
特約料に関する連絡先	全ての欄をご記入ください。 (ゴム印を使用する場合は、5枚すべてに押印ください。)
特約料振替口座	口座名義人(カナ)、預金種目、口座番号 は記入漏れに注意ください。2枚目の金融機関使用欄に、金融機関コードを記入のうえ、口座確認印を押印してください。
告知事項	告知事項が「はい」の場合、告知詳細欄を すべて記入 ください。 治療、投薬を受けた期間は、治療中の場合は、「○年○月～現在」と記入ください。 該当なしの場合は、「なし」を記入ください。
訂正	訂正箇所は、「 被保険者様の実印 」を押印ください。
変更届	「申込書兼告知書」内容に変更が生じた場合は、変更届を保証協会へ提出願います。

信用保証料

中小企業・小規模事業者は、信用保証協会の保証により金融機関から貸付を受けたとき、信用保証委託契約書第2条に基づき、所定の信用保証料を信用保証協会に納付します。
 なお、徴収方法は、金融機関と信用保証協会との間の債務保証約定書第8条により、金融機関に委託しています。

1. 信用保証料の計算方法

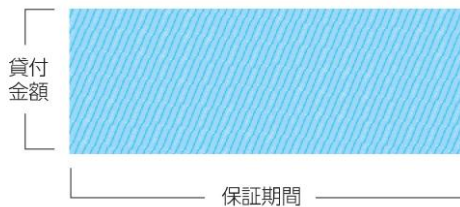
信用保証料の計算にあたっては、一括返済・分割返済に区分し、次の算式により計算します。また、算出額に端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

(1) 一括返済

《 算式 》

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{計算期間（月数）}}{12 \text{ ヶ月}}$$

【一括返済イメージ図】

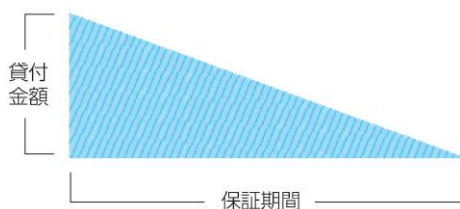


(2) 分割返済

《 算式 》

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{計算期間（月数）}}{12 \text{ ヶ月}} \times \text{分割返済回数別係数}$$

【分割返済イメージ図】



2. 分割返済回数別係数

(1) 分割返済の係数は次のとおりとし、均等分割返済の場合は均等分割返済係数、不均等分割返済の場合は不均等分割返済係数を適用し計算します。

返済回数	均等分割返済係数	不均等分割返済係数
2回～6回	0.70	0.77
7回～12回	0.65	0.72
13回～24回	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

(2) 均等分割返済とは、次に該当する場合をいい、それ以外は不均等分割返済となります。

- ①各回の返済額が同額で、かつ返済間隔が同じ場合
- ②初回もしくは最終回の返済額は異なるが、各回の返済額が同額で、かつ返済間隔が同じ場合
- ③元利均等分割返済で返済間隔が同じ場合

3. 信用保証料率

信用保証料率は中小企業・小規模事業者の経営状況に応じ9段階の料率体系となっています。

ただし、経営安定関連（セーフティネット）保証や流動資産担保融資保証（A B L保証）、創業関連保証などの特別な保証は、政策的に配慮された一律の信用保証料率が適用されます。

なお、平成19年10月からの責任共有制度の開始により、基本的には「責任共有保証料率」が適用されますが、責任共有制度の対象外となる保証については「責任共有外保証料率」が適用されます。

※信用（変更）保証書に表示する信用保証料率は、貸付金額（根保証の場合は極度額）に対する率で表示します。

【リスク考慮型保証料率】

責任共有制度対象の保証料率

（単位：％）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
（県市町村制度・損失補償あり）	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45

責任共有制度対象外の保証料率

（単位：％）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
（県市町村制度・損失補償あり）	1.60	1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50

(1) 信用リスクの評価

リスク考慮型信用保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

【中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）とは】

- ①平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に設立された、中小企業者に関する日本最大のデータベースです。
- ②CRDには全国の会員金融機関等から中小企業・小規模事業者の財務データが提供されます。このデータに基づき構築された「モデル」により、中小企業・小規模事業者の皆様方の将来の信用力を予測します。
- ③CRDでは、財務諸表を中心とした情報により中小企業・小規模事業者の信用力を評価しますが、評価に関する一連の仕組み、個別の企業の結果は、データベースの機密情報に該当するため開示されておりません。

(2) 信用保証料の割引

次に該当する場合は、信用保証料率を各0.1%割引します。

①有担保保証による割引

物的担保の提供がある場合は、信用保証料率を0.1%割引します。（一部保証を除く。）

②中小企業会計割引

会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類（商業登記簿謄本等の写し）を提出した場合は、信用保証料率を0.1%割引します。（一部保証を除く。）

対象となる法人は、株式会社です（金融商品取引法の規制の適用会社、会社法の会計監査人設置会社は除く。）

(3) 信用保証料の割増

保証料の割増によって経営者保証不要の取扱いが可能となる保証があります。

4. 信用保証料のモデル計算例

一括返済：貸付金額100万円とする。

分割返済：貸付金額100万円、据置はなく、元金均等返済を基準とする。

(1) 一括支払

①責任共有保証料率…主な制度：普通保証

(単位：円)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
1 か月	1,583	1,458	1,291	1,125	958	833	666	500	375
3 か月	4,750	4,375	3,875	3,375	2,875	2,500	2,000	1,500	1,125
6 か月	9,500	8,750	7,750	6,750	5,750	5,000	4,000	3,000	2,250
12 か月	19,000	17,500	15,500	13,500	11,500	10,000	8,000	6,000	4,500

②責任共有保証料率（県市町村制度・損失補償契約有）…主な制度：宮城県及び各市町村制度（一部を除く。）

(単位：円)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.59%	1.45%	1.35%	1.25%	1.10%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
1 か月	1,325	1,208	1,125	1,041	916	833	666	500	375
3 か月	3,975	3,625	3,375	3,125	2,750	2,500	2,000	1,500	1,125
6 か月	7,950	7,250	6,750	6,250	5,500	5,000	4,000	3,000	2,250
12 か月	15,900	14,500	13,500	12,500	11,000	10,000	8,000	6,000	4,500

③責任共有制度対象（特殊保証）…主な制度：当座貸越根保証、事業者カードローン、割引根保証

(単位：円)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
12 か月	16,200	14,900	13,200	11,500	9,800	8,500	6,800	5,100	3,900
24 か月	32,400	29,800	26,400	23,000	19,600	17,000	13,600	10,200	7,800

④責任共有外保証料率…主な制度：小口零細企業保証

(単位：円)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
1 か月	1,833	1,666	1,500	1,333	1,125	916	750	583	416
3 か月	5,500	5,000	4,500	4,000	3,375	2,750	2,250	1,750	1,250
6 か月	11,000	10,000	9,000	8,000	6,750	5,500	4,500	3,500	2,500
12 か月	22,000	20,000	18,000	16,000	13,500	11,000	9,000	7,000	5,000

⑤責任共有外保証料率（県市町村制度・損失補償契約有）…主な制度：仙台市全国小口

(単位：円)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.60%	1.50%	1.40%	1.30%	1.15%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%
1 か月	1,333	1,250	1,166	1,083	958	875	750	583	416
3 か月	4,000	3,750	3,500	3,250	2,875	2,625	2,250	1,750	1,250
6 か月	8,000	7,500	7,000	6,500	5,750	5,250	4,500	3,500	2,500
12 か月	16,000	15,000	14,000	13,000	11,500	10,500	9,000	7,000	5,000

(2) 分割支払

①責任共有保証料率…主な制度：普通保証

(単位：円)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
12 か月	12,350	11,375	10,075	8,775	7,475	6,500	5,200	3,900	2,925
60 か月	52,250	48,125	42,625	37,125	31,625	27,500	22,000	16,500	12,375
120 か月	104,500	96,250	85,250	74,250	63,250	55,000	44,000	33,000	24,750
180 か月	156,750	144,375	127,875	111,375	94,875	82,500	66,000	49,500	37,125

②責任共有保証料率（県市町村制度・損失補償契約有）…主な制度：宮城県及び各市町村制度（一部を除く。）

(単位：円)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.59%	1.45%	1.35%	1.25%	1.10%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
12 か月	10,335	9,425	8,775	8,125	7,150	6,500	5,200	3,900	2,925
60 か月	43,725	39,875	37,125	34,375	30,250	27,500	22,000	16,500	12,375
120 か月	87,450	79,750	74,250	68,750	60,500	55,000	44,000	33,000	24,750
180 か月	131,175	119,625	111,375	103,125	90,750	82,500	66,000	49,500	37,125

③責任共有外保証料率…主な制度：小口零細企業保証

(単位：円)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
12 か月	14,300	13,000	11,700	10,400	8,775	7,150	5,850	4,550	3,250
60 か月	60,500	55,000	49,500	44,000	37,125	30,250	24,750	19,250	13,750
120 か月	121,000	110,000	99,000	88,000	74,250	60,500	49,500	38,500	27,500
180 か月	181,500	165,000	148,500	132,000	111,375	90,750	74,250	57,750	41,250

④責任共有外保証料率（県市町村制度・損失補償契約有）…主な制度：仙台市全国小口

(単位：円)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.60%	1.50%	1.40%	1.30%	1.15%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%
12 か月	10,400	9,750	9,100	8,450	7,475	6,825	5,850	4,550	3,250
60 か月	44,000	41,250	38,500	35,750	31,625	28,875	24,750	19,250	13,750
120 か月	88,000	82,500	77,000	71,500	63,250	57,750	49,500	38,500	27,500
180 か月	132,000	123,750	115,500	107,250	94,875	86,625	74,250	57,750	41,250

●当協会ホームページ内に信用保証料シュミレーションを掲載しておりますので、保証料の概算金額算出にお使いください。

経営者保証を不要とする取扱いについて①

経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性があります。

1. 保証時の取扱い

①～③のいずれかにより、経営者保証を不要とする保証の取扱いが可能です。

① 金融機関連携型【BK連携型】

申込金融機関にて、(1)または(2)を充足している場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

(1) 要件1及び要件3を満たす

(2) 要件2及び要件3を満たす

【要件1】 経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。

【要件2】 経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を本保証付き融資と同時に実行する。

【要件3】 「直近2期の決算期において減価償却前売上高経常利益が連続して赤字でないこと」かつ「直近決算期において債務超過でないこと」

※確認書の提出が必要となります。

② 財務要件型無保証人保証制度【財務型】

特定社債保証制度と同様の財務要件を設けた保証制度「財務要件型無保証人保証制度」を利用する場合は、経営者保証を不要とすることができます。

③ 担保充足型【担保型】

申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全（信用保証協会評価に基づき、100%以上の余力とする）が図られる場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

2. 期中時（事業承継時を除く）の取扱い

原則として、次のいずれかの方法により、期中時に経営者保証を不要とする取扱いができます。

借 換 え	【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換えを行う。
条 件 変 更	【BK連携型】により経営者保証の解除を行う。

3. 事業承継（代表者交代）時の取扱い

経営者保証ガイドライン特則に即し、同一の保証付き融資に対して、原則として旧代表者、新代表者の双方から二重には保証を求めません。

原則として、新代表者の保証を追加する場合は旧代表者の保証を解除し、旧代表者の保証を解除しない場合は新代表者の保証を求めません。

経営者保証を不要とする取扱いについて②

令和6年3月15日より

保証料の上乗せで**経営者保証が不要**となる

『事業者選択型経営者保証非提供制度』が開始されました。

(注)本制度は、個別の保証制度ではありません。

1 ご利用いただけるかた	次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1) (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次のいずれかを満たすこと ① 直前決算において債務超過でない(※2) ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3) (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること ※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。 設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。 ※2 貸借対照表において「純資産の額$\geq$0」となること。 ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却$\geq$0」となること。
2 保証料率	ご利用いただける方(3)①及び②の<u>いずれも</u>満たす場合 各信用保証協会所定の保証料率に 0.25%上乗せ ご利用いただける方(3)①又は②の<u>いずれか一方</u>を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 各信用保証協会所定の保証料率に 0.45%上乗せ
3 対象となる保証制度	原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります。 ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険 ・新事業開拓保険・事業再生保険 (注)法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。

経営者保証を不要とする取扱いについて③

●プロパー融資借換特別保証制度

ここがポイント！

今お借り入れのあるプロパー融資の経営者保証を解除できます

1 保証対象者	経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入がある法人
2 資格要件	以下のすべての要件を満たす法人 ・資産超過である ・EBITDA 有利子負債倍率(※1)が 10 倍以内 ・法人・個人が分離されている ・返済緩和している借入金がない(※2) ※1 EBITDA 有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費) ※2 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証 4 号の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります。
3 保証限度額	2 億 8,000 万円(組合等は 4 億 8,000 万円) 申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない借入(プロパー借入)のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内となります。
4 責任共有制度	対象
5 対象資金	借換資金(申込金融機関における保証協会の保証を付さない借入(プロパー借入)のうち、経営者保証を提供している事業資金の借り換えに限ります。)
6 返済方法	一括返済または分割返済
7 保証期間	一括返済の場合は 1 年以内 分割返済の場合は 10 年以内(据置期間 1 年以内)
8 担保	必要に応じて
9 保証人	不要(無保証人)
10 融資利率	金融機関所定利率
11 保証料率	0.45%～1.90%
12 取扱期間	令和 6 年 3 月 15 日～令和 9 年 3 月 31 日(保証申込受付分)
13 添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 財務要件等確認書、借換債務等確認書

経営者保証を不要とする取扱いについて④

●事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（通称：国補助制度）

ここがポイント！

- ・保証料の上乗せで経営者保証が不要となります。
- ・上乗せとなる保証料に対して国から保証申込日に応じて一部補助があります。

1 保証対象者	次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1) (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次のいずれかを満たすこと ① 直前決算において債務超過でない(※2) ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3) (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること
2 保証限度額	8,000 万円 ※セーフティネット保証 4.5 号の場合は別枠で 8,000 万円
3 責任共有制度	責任共有対象 ※セーフティネット保証 4 号の場合は責任共有対象外
4 対象資金	運転資金、設備資金
5 申込方法	金融機関経由
6 返済方法	一括返済または分割返済
7 保証期間	一括返済の場合 1 年以内 分割返済の場合 10 年以内(据置期間1年以内)
8 担保	不要(無担保)
9 保証人	不要(無保証人)
10 融資利率	金融機関所定利率
11 添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 ・事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書
12 保証料率	ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 所定の保証料率に 0.25%上乗せ ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後 2 事業年度の決算がない場合 所定の保証料率に 0.45%上乗せ
13 保証料補助	上乗せとなる保証料に対して国から保証申込日に応じて以下のとおり補助があります。(※4) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 0.10% 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 0.05%

※1 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。

設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合 (3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 $\geq$ 0」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 $\geq$ 0」となること。

※4 条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。

新しく創設された制度 ① ～協調支援型特別保証制度～

原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とした保証制度です。

ここがポイント！

・保証料の一部が国から補助されます。

1 制 度 名	国	宮城県
	協調支援型特別保証制度	経営安定資金保証制度 協調支援型特別資金
2 保 証 対 象 者	次のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受ける方 ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	
3 保証(融資)限度額	2億8,000万円 (組合等は4億8,000万円)	8,000万円
4 対 象 資 金	事業資金	
5 返 済 方 法	一括返済又は分割返済	
6 保 証 期 間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)	
7 担 保 ・ 保 証 人	担 保：必要に応じて徴求するものとする。 保証人：必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。	
8 信 用 保 証 料 率	上記①の場合【表1】、②の場合【表2】を適用	
9 貸 付 利 率	取扱金融機関所定	年 1.6%
10 責 任 共 有	責任共有対象 ※金融機関の選択した責任共有制度の方式によります。	
11 添 付 書 類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料を添付 申込人資格要件申告書兼誓約書 経営行動計画書(上記②の場合のみ)	

保証料補助

適用される保証料率に応じて、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します

【表1】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※1 令和7年3月14日から令和8年3月31日までの補助率です(令和8年4月1日以降は補助率が異なります)

※2 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

【表2】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助(%)	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担(%)	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

新しく創設された制度 ② ～事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度～

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、借入が過大となり、また、物価高や人手不足等の影響により、厳しい状況に置かれている中小企業者の皆さまの早期経営改善や事業再生に向けた取り組みを後押しするため、信用保証料の負担を引き下げる全国統一の保証制度が創設されました。

ここがポイント！

- ・信用保証料を国が一部補助するため、中小企業者の皆さまのご負担は一律 0.3%
- ・認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等が必要

1 制 度 名	国	宮城県
	事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)制度	経営安定資金保証制度 事業再生計画実施支援 資金(経営改善・再生支援強化枠)
2 保 証 対 象 者	以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成 23 年法律第 113 号)第 59 条第 1 項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続(法第2条第22項に規定)に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成 21 年法律第 63 号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成 11 年法律第 158 号)に基づく調停における調書(同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。)又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	
3 保 証(融資)限度額	2 億 8,000 万円 (組合等は 4 億 8,000 万円)	8,000 万円
	※ 一般保証とは別枠になります	
4 対 象 資 金	事業再生の計画の実施に必要な資金	
5 返 済 方 法	一括返済又は分割返済	
6 保 証 期 間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内(据置期間は3年以内)	
7 担 保・保 証 人	担 保：必要に応じて徴求するものとする。 保 証 人：必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 経営者保証免除対応を適用する場合は連帯保証人を徴求しません	
8 信 用 保 証 料 率	0.3%(事業者の皆さまの実質負担) ※ 国による補助が0.5%～0.9% があるため	
9 貸 付 利 率	取扱金融機関所定	年 1.6%
10 責 任 共 有	責任共有対象 ※金融機関の選択した責任共有制度の方式によります。 ただし、100%保証とコロナ禍のSN5号を残高の範囲内での借換については100%保証	
11 添 付 書 類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料を添付 ①1に規定する計画 ②経営者保証免除対応確認書(本保証制度における経営者保証免除対応を適用する場合)	

新しく創設された制度 ③ ～経営力強化保証制度～

中小企業のみならず外部の専門家(認定経営革新等支援機関※)の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免(概ね▲0.2%)し、金融面だけでなく、中小企業の皆さまの経営力の強化をサポートする保証制度です。

※認定経営革新等支援機関…中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた外部の専門家のことです。金融機関や税理士等が認定を受けています。なお、認定経営革新等支援機関は中小企業庁及び金融庁のホームページで公表されています。

ここがポイント！

- ・保証料の一部(概ね▲0.2%)が減免
- ・原則として、金融機関が5事業年度にわたって四半期毎にフォローアップを実施します。

	国	宮城県	仙台市
1 制 度 名	経営力強化保証制度	経営安定資金保証制度 経営力強化サポート資金	中小企業育成資金保証制度 経営力強化関連
2 保 証 対 象 者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者		
3 保 証(融資)限度額	2億8,000万円 (組合等は4億8,000万円)	8,000万円	8,000万円
4 対 象 資 金	・一般関係に係る保証については事業資金 ・経営安定関連保証(5号)については経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。 ただし、いずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る。		
5 返 済 方 法	一括返済又は分割返済		
6 保 証 期 間	一括返済 : 1年以内 分割返済 : 運転資金 5年以内(据置期間1年以内を含む。) 設備資金 7年以内(据置期間1年以内を含む。) ただし、保証付き既往借入金を借り換える場合は10年以内(据置期間1年以内を含む。)		
7 担 保・保 証 人	担 保 : 必要に応じて徴求するものとする。 保証人 : 必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。		
8 信 用 保 証 料 率	・一般保証の場合 借入金額に対し年 0.45%から 1.75% (申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用します。)※1、※2	・一般保証の場合 借入金額に対し、年 0.45%から 1.45% (申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用します。)※1、※2	
	・経営安定関連保証(5号)の場合 年 0.72%	・経営安定関連保証(5号)の場合 年 0.67%	
9 貸 付 利 率	取扱金融機関所定	・一般保証の場合 年 1.6% ・経営安定関連保証(5号)の場合 年 1.3%	年 1.30%
10 責 任 共 有	責任共有対象 ※金融機関の選択した責任共有制度の方式によります。		
11 添 付 書 類	信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書類が必要です。 ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③経営安定関連保証(5号)については、市町村長または特別区長の認定書		

※1 申込時の信用力に応じた保証料率が最も低い保証料率の場合及び貸借対照表を作成していない等により、信用保証協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます。

※2 特別な理由なく金融機関に対する四半期毎の報告(「経営力強化保証制度とは？」参照)を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いただく場合があります。

新しく創設された制度 ④ ～仙台市中小企業育成資金 GX 促進関連～

ここがポイント！

- ・令和7年4月1日創設 脱炭素を目的とした仙台市の新しい制度です。
- ・運転・設備で保証期間15年以内可能

1 制 度 名	仙台市中小企業育成資金 経済変動対策資金 GX 促進関連
2 保 証 対 象 者	仙台市の区域内で省エネルギー・再生可能エネルギー、次世代自動車、余熱利用、その他地球温暖化防止のために必要と認められる設備や施設を導入もしくは特定フロン等以外を使用する設備へ転換する者で市長の認定を受けた方、温室効果ガス削減アクションプログラムに参加する方または優良緑化建築物認定制度により認定を受けた方
3 保証(融資)限度額	8,000 万円
4 対 象 資 金	設備資金及び運転資金とする。ただし、借換は、仙台市中小企業制度融資によるものに限る。
5 返 済 方 法	原則として月賦均等返済
6 保 証 期 間	運転資金・設備資金 15年以内(据置 3年以内)
7 担 保 ・ 保 証 人	担 保 : 必要に応じて徴求するものとする。 保証人 : 必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
8 信 用 保 証 料 率	年0.45%～1.59%
9 貸 付 利 率	年1.00%
10 責 任 共 有	責任共有対象 ※金融機関の選択した責任共有制度の方式によります。
11 添 付 書 類	①)温室効果ガス削減アクションプログラムに参加している方 ・事業者温室効果ガス削減計画書の写し(環境局受領印が確認できるもの) ②優良緑化建築物認定制度により認定を受けた方 ・認定書の写し ③上記以外 ・事業計画認定申請書(第9号様式(仙台市所定)) ・設置する施設又は導入する設備等の内容を説明する資料 ・事業計画認定書(第10号様式(仙台市所定)) ④エネルギー対策保険利用の場合 ・「省・非化石エネルギー施設の設置に関する計画書」



東日本大震災関連の保証制度

ここがポイント！

- ・東日本大震災被災企業の事業再建・経営安定に必要な資金を保証する制度
- ・債権買取支援実施企業に係る早期 EXIT(リファイナンス)資金にもご活用いただけます。

	国	宮城県	仙台市
1 制 度 名	東日本大震災復興緊急保証制度	宮城県中小企業経営安定資金 保証制度みやぎ中小企業復興 特別資金	仙台市経済変動対策資金保証制 度経済変動対策資金(東日本大 震災復興関連)
2 制 度 名 (略 称)	震災緊急	県震災緊急	仙台震災緊急
3 保 險 枠	別枠(東日本大震災復興緊急特例)		
4 保 証 対 象 者	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 特定被災区域内に事業所を有し、東日本大震災により当該事業所等に損害を受けたかた (2) 特定被災区域内に事業所を有し、東日本大震災の影響により売上高等の減少が生じているかた イ 震災発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少 ロ 原則として震災発生後の最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる		
5 保証(融資)限度額	2億8,000万円 (組合4億8,000万円) 普通保険に係る保証 2億円(組合4億円) 無担保保険に係る保証 8,000万円 特別小口保険に係る保証 2,000万円	一企業 8,000万円	一企業 5,000万円
6 資 金 使 途	経営の安定に必要な事業資金(事業再建に必要な資金を含む) ただし、対象地域以外制限あり。		
7 保 証 期 間	10年以内 (据置2年以内を含む)	15年以内 (据置3年以内を含む)	
8 貸 付 利 率	取扱金融機関所定	年 1.50%	年 1.30%
9 信 用 保 証 料 率	年 0.70%	年 0.50%	年 0.70%
10 連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。		
11 担 保	必要に応じ提供していただきます。		
12 添 付 書 類	東日本大震災復興緊急保証制度の利用に係る理由書 保証対象者(1)に該当するかた:罹災証明書等の写し 保証対象者(2)に該当するかた:認定書(東日本大震災法第128条第1項第1号)		
13 備 考	【合算限度額】 本保証+経営安定関連特例保険に係る保証+危機関連保証+災害関係特例保険に係る保証 普通保険に係る保証 4億円(組合8億円) 無担保保険に係る保証 1億6,000万円 特別小口保険に係る保証 4,000万円 最大5億6,000万円(組合等9億6,000万円) 【取扱期間】 平成23年6月27日申込受付分~令和8年3月31日貸付実行分まで		

東日本大震災関連の保証制度に係る利子および保証料補給

東日本大震災関連の保証制度のうち、次の地方公共団体制度を利用した中小企業・小規模事業者に対し、利子および保証料が補給されます。

なお、補給内容等は各地方公共団体ごとに異なります。

宮城県

1 補 給 内 容	利子補給
2 補 給 対 象 者	事業用資産に係る罹災証明書の交付を受けたかた
3 補給対象保証制度	宮城県中小企業経営安定資金保証制度みやぎ中小企業復興特別資金
4 補給対象貸付限度額	合計3,000万円以内
5 利 子 補 給 率	補給期間内の利子全額（一法人135万円が上限）
6 補 給 期 間	3年間
7 手 続 方 法	補給対象保証制度の申込みと同時に、取扱金融機関へ必要書類を提出し交付請求を委任してください。その後、取扱金融機関が県に交付申請し、県が確認後、対象者に補給額を通知するとともに、補給を行います（年2回）。
8 添 付 書 類	委任状 罹災証明書（写）
9 お 問 い 合 せ 先	宮城県 経済商工観光部 商工金融課 TEL 022-211-2744

その他の市町村

1 地 方 公 共 団 体 名	東松島市	女川町
2 補 給 内 容	利子補給および保証料補給	利子補給および保証料補給
3 補 給 対 象 者	補給対象保証制度を利用した方	補給対象保証制度を利用した方
4 補給対象保証制度	東松島市中小企業振興資金 （災害特別融資枠）	女川町中小企業振興資金 （災害関連枠）
5 利 子 補 給 率	1.50%のうち1.00%を超えた額	全額（3年間）
6 保 証 料 補 給 率	保証料全額	保証料全額
7 お 問 い 合 せ 先	東松島市 商工観光課 TEL 0225-82-1111	女川町 産業振興課 TEL 0225-54-3131

創業支援の制度①

●国制度

1 制 度 名	創業関連保証
2 根 拠 法	産業競争力強化法
3 保 険 特 例	創業関連特例
4 保 証 対 象 者	(1)創業者(これから開業するかた) ①事業を営んでいない個人であって1月以内に事業を開始する具体的計画を有するかた ②事業を営んでいない個人であって2月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するかた ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するかた(分社化) (2)新規中小企業者 ①事業を営んでいない個人が事業を開始して5年未満のかた ②事業を営んでいない個人によって設立された会社で、その設立の日以後5年未満のかた ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年未満のかた(分社化) ④(2)①に該当する個人が設立した会社(法人成り)であって、当該個人が事業を開始してから5年未満
5 保 証 限 度 額	3,500万円 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証及びSSS保証と合算して3,500万円 ※一般分の無担保保険に係る保証と合算して8,000万円
6 対 象 資 金	運転資金及び設備資金 ※不動産取得資金については別途ご相談ください。
7 保 証 期 間	10年以内(据置期間1年以内)
8 担 保・保 証 人	担 保: 不要。 保証人: 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
9 信 用 保 証 料 率	1.00%
10 貸 付 利 率	金融機関所定利率
11 責 任 共 有	責任共有対象外
12 添 付 書 類	創業・再挑戦計画書(注1)

(注1)「4 保証対象者」(1)に該当するかたの場合必要となります。所定の書式は当協会ホームページからダウンロード可能です。

●宮城県、仙台市制度

1 制 度 名	宮城県産業振興資金保証制度創業育成資金	仙台市新事業創出支援資金保証制度 起業家支援資金
2 保 証 対 象 者	(1)創業者(これから開業するかた) ①事業を営んでいない個人であって1月以内に事業を開始する具体的計画を有するかた ②事業を営んでいない個人であって2月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するかた ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するかた(分社化) (2)新規中小企業者 ①事業を営んでいない個人が事業を開始して5年未満のかた ②事業を営んでいない個人によって設立された会社で、その設立の日以後5年未満のかた ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年未満のかた(分社化) ④(2)①に該当する個人が設立した会社(法人成り)であって、当該個人が事業を開始してから5年未満	
3 貸 付 限 度 額	3,500万円 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証及びSSS保証と合算して3,500万円 ※一般分の無担保保険に係る保証と合算して8,000万円	
4 対 象 資 金	運転資金及び設備資金	
5 保 証 期 間	10年以内 (据置期間2年以内)	10年以内 (据置期間1年以内)
6 返 済 方 法	原則として月賦均等分割返済	原則として元金均等返済
7 担 保・保 証 人	担 保:不要。 保証人:必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	
8 信 用 保 証 料 率	0.30%	0.70%
9 貸 付 利 率	1.55%	1.00%
10 責 任 共 有	責任共有対象外	
11 添 付 書 類	創業・再挑戦計画書(注1)	

(注1)「2 保証対象者」(1)に該当するかたの場合必要となります。所定の書式は当協会ホームページからダウンロード可能です。

。

創業支援の制度②

●スタートアップ創出促進保証制度(略称:SSS保証)

ここがポイント！

- ・創業から一定期間を経過していない中小企業者の皆様が事業経営に必要な資金について経営者保証を徴求せず取り扱う保証制度です。
- ・原則、法人設立から3年目と5年目に、創業者の皆様が中小企業活性化協議会によるガバナンスチェックを受けるよう金融機関がフォローします。

1 制 度 名	国	宮城県	仙台市
	スタートアップ創出促進保証制度	産業振興資金保証制度 (スタートアップ創出促進資金)	仙台市新事業創出支援資金 保証制度起業家支援資金 (スタートアップ創出促進保証)
2 保 証 対 象 者	(1)創業を予定されている方 ①事業を営んでいない個人であって、2か月以内(※)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの (※)市町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は6か月以内 ②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの (2)創業後5年未満の会社 ①事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ③事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものであって、新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの		
3 自 己 資 金	税務申告1期末終了の創業者は、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要		
4 保証(融資)限度額	3,500万円 ※他の創業関連保証及び再挑戦支援保証と合算して3,500万円 ※一般分の無担保保険に係る保証と合算して8,000万円		
5 保 証 割 合	100%(全部保証)		
6 対 象 資 金	運転資金及び設備資金 ※不動産取得資金については別途ご相談ください		
7 保 証 期 間	10年以内(据置期間1年以内) ただし、原則同時にプロパー融資を実行、又はプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内		
8 担 保 ・ 保 証 人	不要		
9 信 用 保 証 料 率	1.20%	0.50%	0.90%
10 貸 付 利 率	金融機関所定利率	年1.55%	年1.00%
11 ガ バ ナ ン ス	本制度を利用した方は、原則、会社設立3年目及び5年目に、活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、チェックシートを金融機関に提出していただきます。		
12 添 付 書 類	・創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)		

●創業関係制度の比較表

保 証 名		①創業関連保証	②再挑戦支援保証	③スタートアップ創出促進保証
保 險 特 例		創業関連特例		
根 拠 法		産業競争力強化法		
保 証 対 象 者	(1)創業者 (これから開業する個人又は設立する会社)	(イ)事業を営んでいない個人が1月以内に開業する		不可
		(ロ)事業を営んでいない個人が2月以内に新たに会社を設立し事業を開始する		
		(ハ)会社が中小企業者である会社を設立する(分社化)	—	(ハ)会社が中小企業者である会社を設立する(分社化)
	(2)新規中小企業者 (開業済の方)	(イ)事業を営んでいない個人が事業を開始して5年未満		不可
		(ロ)事業を営んでいない個人が設立した会社で、事業を開始して5年未満		
		(ハ)会社が中小企業者である会社を設立してから5年未満(分社化)	—	(ハ)会社が中小企業者である会社を設立してから5年未満(分社化)
		(二)(イ)に該当する個人が設立した会社(法人成り)であって、当該個人が事業を開始してから5年未満		
保 証 内 容	保 証 限 度 額	3,500 万円		
	合 算 限 度 額	①創業関連保証＋②再挑戦支援保証＋③スタートアップ創出促進保証＝3,500 万円 ※「創業等関連保証」の利用残高がある場合は、当該残高を併せて 3,500 万円以内 ※無担保保険枠 8,000 万円以内		
	対 象 資 金	運転資金及び設備資金(新会社設立の為の資本金(株式取得資金)は対象外です。)		
	保 証 期 間	運転・設備資金ともに 10 年以内 (据置期間 1 年以内含む。)		運転・設備資金ともに 10 年以内 (据置期間 1 年または 3 年(※)以内含む。)
	信 用 保 証 料 (国制度の場合)	1.0%		1.2%(創業関連保証の料率 1.0%に 0.2%を上乗せ)
	貸 付 金 利	金融機関所定		
	連 帯 保 証 人	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の保証人は原則不要		不要
	担 保	不要(不動産取得資金の場合は別途ご相談ください。)		
添 付 書 類		・「保証対象者(1)創業者」に 該当する場合、創業・再挑戦 計画書が必要	・創業・再挑戦計画書 ・資格要件申告書	・創業計画書(スタートアップ創出 促進保証用)
そ の 他		—		・融資実行後、会社を設立して原則 3 年目及び 5 年目にガバナンス体制の整備に関するチェックシートを金融機関に提出必要。金融機関本部がとりまとめて協会へ提出。
自 己 資 金 要 件		不要		税務申告 1 期末終了の創業者にあっては創業資金総額の 1/10 以上の自己資金を有していることを要する

(※) 申込金融機関において、保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内。

事業承継にかかる保証制度①

ここがポイント！

- ① 事業承継時に必要な事業用資産、株式等の取得資金等に対応しています！
- ② 保証期間を最長15年設定でき、余裕をもったご返済が可能です！
- ③ さまざまな事業承継の手法に対応した保証制度を用意しています！

- 認定申請場所
宮城県経済商工観光部中小企業支援室経営支援班
- 申請様式
中小企業庁ホームページ＞財務サポート＞事業承継＞経営承継円滑化法による支援からダウンロード可能となっています。



R 6 . 4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9				
本 3 1 4	3	5	8	3	4	5	342	322	297
東 2 3 0	252	292	253	213	231				
白 1 3 5	164	144	124	106	110				
大 1 7 4	169	150	172	154	151				
石 1 3 0	204	206	148	160	158				
氣 仙 沼 4 9	55					64	51	42	43
合 言 1 0 3 2	・ 1202	・ 1201	1090			997	990		

(※) 申込者の既往取引金融機関のうち、取引期間が長い・貸付残高が多い・保証債務残高が多い・融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関

事業承継にかかる保証制度②

ここがポイント！

- ・ 経営者保証不要！
- ・ 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合には信用保証料率を大幅に軽減！
- ・ 経営者保証ありの既存借入金についても借換可能（本制度で経営者保証不要に）！

1 制 度 名	事業承継特別保証
2 保 険 枠	一般関係保険の限度額に含まれる
3 保 証 対 象 者	以下の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者 (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日(注)の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率※が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がなく ※$EBITDA有利子負債倍率 = (借入金 + 社債 - 現預金) \div (営業利益 + 減価償却費)$ (注)申込日が、危機関連保証が発動されている期間中に限り、返済緩和要件の確認基準日を当該期間の始期の前日とすることができる。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間中(その後延長がなされた場合は延長後の期間まで)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号(新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の告示)により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすることも可。
4 保 証 限 度 額	2億8,000万円(組合等4億8,000万円)
5 資 金 使 途	事業資金であって、次に掲げるもの。 3(1)に該当する中小企業者にあつては、保証人(個人に限る。以下この項において同じ。)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの 3(2)に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金
6 保 証 期 間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内(据置期間1年以内)
7 貸 付 利 率	取扱金融機関所定
8 信 用 保 証 料 率	年0.45%～1.90% 年0.20%～1.15%(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合)
9 連 帯 保 証 人	徴求しない
10 担 保	必要に応じ提供していただきます。
11 添 付 書 類	所定の申込書類に加えて、次の資料が必要 ①事業承継計画書(様式第1号) ②財務要件等確認書(様式第2号) ③借換債務等確認書(様式第3号) ④他行借換依頼書兼確認書(様式第4号) ⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート
12 申 込 方 法	金融機関経由(与信取引のある金融機関に限る)
13 宮 城 県 制 度 事 業 承 継 資 金 事 業 承 継 特 別 枠 (相 違 点 の み)	融資限度額 8,000万円 貸付利率 1.50% 信用保証料率 年0.45%～1.59% 年0.20%～0.84%(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合) 借換対象 既往県制度融資による借入金に限る。

事業承継にかかる保証制度③

ここがポイント！

- ・ 経営者保証不要！
- ・ 一般保証とは別枠になる特例保証！
- ・ 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合には信用保証料率を大幅に軽減！
- ・ 経営者保証ありの既存借入金についても借換可能（本制度で経営者保証不要に）！

1 制 度 名	経営承継借換関連保証								
2 保 險 枠	別枠								
3 保 証 対 象 者	会社である中小企業者								
4 保 証 限 度 額	2億8,000万円								
5 資 金 使 途	認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るもの）								
6 保 証 期 間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内（据置期間1年以内）								
7 貸 付 利 率	取扱金融機関所定								
8 信 用 保 証 料 率	年0.45%～1.90% 年0.20%～1.15%（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合）								
9 連 帯 保 証 人	徴求しない								
10 担 保	必要に応じ提供していただきます。								
11 添 付 書 類	所定の申込書類に加えて、次の資料が必要 ①都道府県知事の認定書（写）及び認定申請の提出書類（写） ②財務要件等確認書 ③借換債務等確認書 ④他行借換依頼書兼確認書 ⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート								
12 申 込 方 法	金融機関経由（与信取引のある金融機関に限る）								
13 宮 城 県 制 度 事 業 承 継 資 金 経 営 承 継 借 換 枠 （ 相 違 点 の み ）	<table> <tr> <td>融資限度額</td><td>8,000万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>1.50%</td></tr> <tr> <td>信用保証料率</td><td>年0.45%～1.59% 年0.20%～0.84%（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合）</td></tr> <tr> <td>借換対象</td><td>既往県制度融資による借入金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るもの）に限る。</td></tr> </table>	融資限度額	8,000万円	貸付利率	1.50%	信用保証料率	年0.45%～1.59% 年0.20%～0.84%（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合）	借換対象	既往県制度融資による借入金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るもの）に限る。
融資限度額	8,000万円								
貸付利率	1.50%								
信用保証料率	年0.45%～1.59% 年0.20%～0.84%（中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合）								
借換対象	既往県制度融資による借入金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るもの）に限る。								

- ・ 認定申請場所
宮城県経済商工観光部中小企業支援室経営支援班
- ・ 申請様式
中小企業庁ホームページ＞財務サポート＞事業承継＞経営承継円滑化法による支援からダウンロード可能となっています。

小規模事業者向けの資金繰り支援制度

● 小口零細企業保証

ここがポイント！

- ・ 責任共有制度導入による小規模企業者への影響を緩和するため、当分の間、一定の要件を満たす小規模企業者の金融機関からの借入を責任共有制度の対象外とすることにより、安定的な資金調達を図ることができます。
- ・ 責任共有制度対象外で協会100%保証です。

1 制 度 名	国	宮城県	仙台市
	小口零細企業保証 (略称: 全国小口)	宮城県小口事業資金 (略称: 県全国小口)	仙台市小規模企業小口資金 (略称: 仙台市全国小口)
2 申 込 人 資 格 要 件	中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に定める小規模企業者を対象とします。 ※ 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種を行うもの等 ただし、政令特例業種に指定された宿泊業及び娯楽業については20人以下		
3 保証(融資)限度額	2,000万円 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。		
4 対 象 資 金	運転資金及び設備資金(注1)		
5 保 証 期 間	10年以内 (据置期間1年以内)	7年以内 (据置期間1年以内)	7年以内 (据置期間6か月以内)
6 信 用 保 証 料 率	年0.50%～2.20%(注2)	基準料率区分①～⑥のかた 0.50% 基準料率区分⑦～⑨のかた 0.30% ※基準料率からの引き下げ分を県が補助します(注2)	年0.50%～1.60%(注2)
7 貸 付 利 率	取扱金融機関所定利率	1年以内 年1.45% 1年超 年1.85%	1年以内 年1.40% 1年超 年1.80%
8 担 保 ・ 保 証 人	担 保: 必要に応じて提供していただきます。 保証人: 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。		

(注1) ただし仙台市小規模企業小口資金において、法人は本店登記、個人は住所に関する届出等が仙台市以外のかたについては、仙台市内で営まれる事業資金に限ります。

(注2) なお、ご利用する保険により保証料率が異なります。

協調支援保証

●協調支援保証

ここがポイント！

- ・ プロパー融資との併用により融資枠の拡大が図れます。
- ・ 従来の協調融資は「同額・同期間・同時実行」が原則でしたが、本保証は案件に応じて柔軟に対応が可能です。
- ・ 「普通保証」での取扱いのため貸付利率は金融機関所定利率です。
- ・ 「宮城県制度 がんばる中小企業応援資金」においても、本保証要件に準じた取扱いが可能です。

1 保証対象者	宮城県内において事業を営む中小企業者
2 保証限度額	2億8,000万円
3 協調支援割合	取扱金融機関は、融資必要額の10%以上のプロパー融資を実行するものとします。
4 対象資金	事業資金
5 保証期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 ただし、実行するプロパー融資と同一の期間を基本としますが、保証付融資期間の2分の1以上の期間での対応も可能です。
6 保証制度	普通保証
7 信用保証料率	年0.45%～年1.90%
8 貸付利率	取扱金融機関所定利率
9 担保・保証人	担保：必要に応じて提供していただきます。 保証人：必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

短期継続型保証（通称：たんけい）

ここがポイント！

- ・ 経常運転資金として、毎月の返済負担がない短期運転資金を継続的にご利用いただけます！
- ・ 既往保証付融資（長期）見直しと組み合わせ、長短バランス改善にご利用いただけます！
- ・ ジャンボ枠で最大5,000万円までご利用いただけます！

1 制 度 名	短期継続型保証（通称 たんけい）
2 対象保証制度	(1)普通保証 (2)協調支援保証 (3)宮城県中小企業経営安定資金保証制度・一般資金 又は 経営改善サポート借換資金 (4)仙台市中小企業育成資金保証制度・振興資金
3 制度名（略称）	「たんけい」の場合 〇〇〇〇【制度略称】（たんけい） 又は 〇〇〇〇【制度略称】（ジャンボ） 「たんけい」と「推薦保証」を併用する場合 〇〇〇〇【制度略称】（推たんけい） 又は 〇〇〇〇【制度略称】（推ジャンボ）
4 保 險 枠	一般枠
5 保証対象者	宮城県内に事業所等を有し、次の全ての項目を満たす事業者のかた ・ 1期以上の決算（個人は確定申告）を行っている ・ 申込金融機関との与信取引がある ・ 法人：直近決算書で経常利益を計上している 個人：貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告による青色申告特別控除前所得金額を200万円以上計上している ・ 直近決算において債務超過でないか、債務超過の場合は、CRD（モデル 3・4）による保証料率区分が「5」以上である ・ 原則として、既往保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していない
6 保証限度額	小 口 枠 一企業 2,000万円（申込金融機関一口限り） ジャンボ枠 一企業 5,000万円（申込金融機関一口限り）※法人のみ利用可能
7 資金使途	運転資金（既往保証付融資（運転資金に限る）の返済資金を含む）
8 保証期間	1年以内（終期は決算申告期限から概ね3か月以内）
9 貸付利率	金融機関所定利率 （県一般・県一般借換・仙台育成：年1.50％）
10 信用保証料率	年0.45％～1.90％
11 連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
12 担 保	必要に応じ提供していただきます。
13 更新要件	以下すべての要件に該当する場合、新規保証での借換えにより更新できる（更新回数制限なし） ・ 既往保証付融資について、条件変更等による返済緩和を実施していない ・ 法人：直近2期連続で経常利益が赤字となっていない 個人：直近2期連続で青色申告特別控除前所得金額が200万円未満となっていない ・ 著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用されていない ・ 保証利用（資格）要件を満たしている
14 添付書類	「短期継続型保証」に係る資格要件確認書

宮城県制度「経営安定資金 一般資金／経営安定資金 経営改善サポート借換資金」

ここがポイント！

中小企業・小規模事業者が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とします。

1 制 度 名	経営安定資金一般資金	経営安定資金 経営改善サポート借換資金
2 制度名(略称)	「経安 一般資金」	「経安経営改善サポート借換資金(一般枠)」
3 保 険 枠	一般枠	一般枠
4 保 証 対 象 者	次の(1)または(2)のいずれかに該当するかた (1) 経営基盤、経営体質の改善を必要とするかた (2) 経済の変動等、外部要因により経営が不安定化しているかた	既往の信用保証付き県制度融資資金の旧償還済を行うことにより、企業の再建及び企業の持続的発展が見込まれる中小企業者で、借換保証制度を適用できるかた
5 融 資 限 度 額	一企業 8,000万円	一企業 8,000万円
6 資 金 使 途	事業資金	
7 保 証 期 間	運転資金7年以内(据置期間1年以内) 設備資金10年以内(据置期間1年以内)	運転資金10年以内(据置期間2年以内) 設備資金10年以内(据置期間2年以内)
8 貸 付 利 率	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	
9 信用保証料率	年0.45%～1.59%	
10 連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	
11 担 保	必要に応じ提供していただきます。	

事業見直しや第二創業を応援する制度

●宮城県制度 がんばる中小企業応援資金

1 保 証 の 対 象	事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、または新たな試みへの取り組みや信用保証協会と金融機関による期中管理及び経営支援等を通じ、経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者 ① 取り組み事例 既存施設の耐震改修・改装、新たな設備投資・買い替え、新たな支店・事業所等の開設、海外展開、販路開拓、従業員の雇用拡大・人材育成、事業承継 ② 「協調支援保証」の要件を満たすかた 取扱金融機関が融資必要額の10%以上のプロパー融資を実行
2 融 資 限 度 額	一企業 3,000万円 ※一般関係保険
3 資 金 使 途	運転資金及び設備資金 (ただし、借換えは宮城県中小企業制度融資によるものに限る、借入金額の2分の1以内とします。)
4 保 証 期 間	7年以内(据置期間2年以内)
5 担 保・保 証 人	担 保: 必要に応じて提供していただきます。 保証人: 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
6 貸 付 利 率	金融機関所定利率 ※変動利率も可
7 信用保証料率	0.45%～1.59% ただし、割引対象となる認定等の取得の事実について知事の確認を受けたことが分かる書類の提出があった場合は、0.2%を割引いた料率を適用します。
8 添 付 書 類	県で定める要件確認書(写でも可)

宮城県制度「SDGs 推進資金」

1 制 度 名	SDGs推進資金
2 制 度 名（略 称）	「県SDGs」
3 保 険 枠	一般枠
4 保 証 対 象 者	SDGsの取組に関する事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者等
5 融 資 限 度 額	一企業3,000万円
6 資 金 使 途	SDGsの取組に関する事業計画の実施に必要な運転資金及び設備資金(ただし 土地取得費用を除く。)
7 保 証 期 間	運転資金 7年以内(据置期間2年以内) 設備資金 10年以内(据置期間2年以内)
8 貸 付 利 率	年1.50%
9 信 用 保 証 料 率	年0.45~1.59%
10 連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
11 担 保	必要に応じ提供していただきます。
12 添 付 書 類	県で定める事業計画書

宮城県制度「”伊達な旅” 整備促進資金」

ここがポイント！

- ・保証期間最長15年、長期での期間設定により、資金繰りが安定します！
- ・信用保証料率が、基準料率から一律0.2%割引かれます！

1 制 度 名	”伊達な旅” 整備促進資金
2 制 度 名（略 称）	「県伊達な旅」
3 保 険 枠	一般枠
4 保 証 対 象 者	観光関連事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者で次の各号に掲げる観光施設及び付帯設備の整備及び改善を行おうとするかた。 (1) 宿泊施設 (2) 温泉施設 (3) スポーツ・レクリエーション施設、歴史・文化施設 (4) 食事休憩施設 (5) その他、観光客の利用が見込まれる観光施設
5 融 資 限 度 額	一企業 1億5,000万円
6 資 金 使 途	設備資金
7 保 証 期 間	15年以内(据置期間2年以内)
8 貸 付 利 率	7年以内 1.55% 7年超10年以内 1.75% 10年超 1.95%
9 信 用 保 証 料 率	年0.25%~1.39%
10 連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
11 担 保	必要に応じ提供していただきます。
12 備 考・添 付 書 類 等	「伊達な旅整備促進資金」の利用に係る要件確認書※写しで可
13 観 光 施 設	(1) 宿泊施設:ホテル、旅館、簡易宿所、民宿、ペンション等 (2) 温泉施設:日帰り入浴施設等 (3) スポーツ・レクリエーション施設、歴史・文化施設:スキー場、野営場、体験型施設、博物館、郷土資料館等 (4) 食事休憩施設:観光案内所、レストハウス、道の駅、飲食店、土産物店等 (5) その他、観光客の利用が見込まれる観光施設:農産物直売所、観光 貸切バス、遊覧船等

宮城県制度「富県宮城資金」

ここがポイント！

- ・ 保証期間最長15年、長期での期間設定により、資金繰りが安定します！
- ・ 信用保証料率が、基準料率から一律0.4%割引されます！

1 制 度 名	富県宮城資金(チャレンジ枠)	富県宮城資金(応援枠)	富県宮城資金 (先端設備等導入枠)
2 制 度 名 (略 称)	「県富県宮城」	「県富県宮城応援」	「県富県宮城先端」
3 保 険 枠	一般枠		先端設備等導入枠
4 保 証 対 象 者	県が集積を目指す別表に掲げる産業に属する事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者(県内で1年以上の事業を引き続き行っているものに限る。)のうち、次の各号のいずれかに該当し、<u>チャレンジ枠にあつては、知事の認定を受けたかた。</u> ただし、自動車関連産業の事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者にあつては、みやぎ自動車産業振興協議会会員であること。また、高度電子機械産業の事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者にあつてはみやぎ高度電子機械産業振興協議会会員であること。 (1) 当該関連産業に属する事業を営むもので、事業の拡大を図るかた。 (2) 当該関連産業に属さない事業を営むもので、新たに当該関連産業に属する事業への参入を図るかた。		生産性向上特別措置法第40条第1項の規定による市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って、先端設備等導入を行うかた。
5 融 資 限 度 額	一企業 1億円	一企業 3,000万円	一企業 8,000万円
6 資 金 使 途	事業資金		
7 保 証 期 間	運転資金 10年以内(据置期間2年以内) 設備資金 15年以内(据置期間2年以内)	運転資金 7年以内(据置期間2年以内) 設備資金 7年以内(据置期間2年以内)	運転資金 10年以内(据置期間1年以内) 設備資金 10年以内(据置期間1年以内)
8 貸 付 利 率	年1.50%	年1.50%以内	年1.50%
9 信 用 保 証 料 率	年0.05%～1.19%	年0.05%～1.19%	年0.32%
10 連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。		
11 担 保	必要に応じ提供していただきます。		
12 備 考・添 付 書 類 等	県で定める認定書	県で定める要件確認書 (写しでも可)	先端設備等導入計画等
13 別 表 に 掲 げ る 産 業	(1) 自動車関連産業 (2) 医療・健康関連産業 (3) クリーンエネルギー関連産業 (4) 航空宇宙関連産業 (5) 船舶関連産業 (6) 高度電子機械産業 (7) 食品関連産業 (8) 木材関連産業		—

仙台市制度「仙台市中小企業育成資金」

1 制 度 名	仙台市中小企業育成資金 振興資金
2 制度名(略称)	「仙台育成」
3 保 險 枠	一般枠
4 保 証 対 象 者	仙台市内に事業所又は店舗(仙台市以外へ住所に関する届出等をしている個人にあっては主たる事業所又は店舗)を有し、事業を営んでいる中小企業者(法人の場合は市内に本店登記又は支店の登記をしているかた、個人の場合は宮城県内の市町村へ住所に関する届出等をしているかた)であって、原則として仙台市税を滞納していないかたで、返済計画の確実なかたを保証の対象とする。 ただし、原則として保証協会に対し求償権債務が残っているかた及び代位弁済が見込まれるかた並びに金融機関と取引停止中のかたを除く。
5 融 資 限 度 額	一企業 5,000万円(但し、中小企業者が組合の場合は1億円) また、他の市町村中小企業振興資金保証制度とは併用できない。
6 資 金 使 途	運転資金および設備資金
7 保 証 期 間	運転資金 7年以内(据置期間1年以内) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内)
8 貸 付 利 率	1年以内 1.50% 1年超 1.90%
9 信用保証料率	年0.45%～1.59%
10 担 保・保 証 人	担 保: 必要に応じて提供していただきます。 保証人: 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

一般社団法人・一般財団法人向けの保証制度

● 仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援資金保証制度

ここがポイント！

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人のかたが信用保証協会の保証を受けられます。
- ・ 固定・低金利での資金調達が可能です。

1 申 込 人 資 格 要 件	一般社団法人又は一般財団法人で以下の要件を全て満たすかた ① 仙台市内に事業所を有し、かつ、同市内に登録をしていること ② 原則として仙台市税を滞納していないこと ③ 保証協会の信用保証の対象となるかたで、事業を行うに当たって、詳細かつ実効性のある事業計画が策定され、これを実施する経営能力を有していること ④ 仙台市内で社会的課題の解決を図る事業(※)を実施するかたで、市長の認定を受けたかた
2 保 証 限 度 額	一企業 4,000万円(融資限度額5,000万円のうち80%保証)
3 資 金 使 途	事業資金
4 保 証 期 間	運転資金 7年以内(据置期間1年以内) 設備資金 10年以内(据置期間1年以内)
5 信用保証料率	借入額に対し年1.14%(保証委託額に対し年1.425%)
6 貸 付 利 率	年1.00%
7 担 保・保 証 人	担 保: 必要に応じて提供していただきます。 保証人: 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
8 添 付 書 類	仙台市制度要領で定めた認定書(写し)等
9 留 意 事 項	本制度は、中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者(例:従業員数・指定業種・許認可等)に準じた取扱いとなります。 ただし、医療を主たる事業とする法人は本制度の対象となりません。

(※) 保健・福祉、子どもの健全育成、社会教育、まちづくり、経済、観光など。

事業者カードローン当座貸越根保証

ここがポイント！

- ・ ご契約店舗まで行かなくても、金融機関のATMを利用して借入れができます。
- ・ 極度額の範囲内であれば、必要な時に自由に借入ができます。また、余裕資金ができた場合など、ご都合に応じて返済ができるため、利息の節約ができます。
- ・ 無担保で最大2,000万円までご利用になれます。

1 制 度 名	事業者カードローン当座貸越根保証
2 制度名(略称)	「カードローン」
3 保 険 枠	一般枠
4 保 証 対 象 者	《共通要件》 (1) 同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っている。 (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 上記(1)(2)を全て満たし、かつ次のいずれかに該当する者 《個人事業主》 ① 保証申込直前期の決算におけるCRD(中小企業信用リスク情報データベース)のスコアリングが一定以上である。 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上である。 ③ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。 《法人》 ① 保証申込直前期の決算におけるCRD(中小企業信用リスク情報データベース)のスコアリングが一定以上である。 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上である。
5 保 証 限 度 額	一企業 100万円以上2,000万円まで
6 資 金 使 途	事業資金
7 保 証 期 間	1年または2年
8 貸 付 利 率	金融機関所定
9 信用保証料率	年0.39%～1.62%
10 連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
11 担 保	原則として不要です。

当座貸越(貸付専用型)根保証

ここがポイント！

- ・ 極度額の範囲内であれば、必要な時に自由に借入ができます。また、余裕資金ができた場合など、ご都合に応じてご返済ができるため、利息の節約ができます。
- ・ 無担保で最大5,000万円までご利用になれます。

1 制 度 名	当座貸越根保証
2 制度名(略称)	「当座貸越根保証」
3 保 險 枠	一般枠
4 保 証 対 象 者	《共通要件》 (1) 同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っている。 (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 上記(1)(2)を全て満たし、かつ次のいずれかに該当する者 《個人事業主》 ① 保証申込直前期の決算におけるCRD(中小企業信用リスク情報データベース)のスコアリングが一定以上である。 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上である。 ③ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。 ④ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。 《法人》 ① 保証申込直前期の決算におけるCRD(中小企業信用リスク情報データベース)のスコアリングが一定以上である。 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上である。
5 保 証 限 度 額	一企業 100万円以上2億8,000万円まで
6 資 金 使 途	事業資金
7 保 証 期 間	1年または2年
8 貸 付 利 率	金融機関所定
9 信用保証料率	年0.39%～1.62%
10 連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
11 担 保	5,000万円以内は、原則として不要です。 5,000万円を超える場合は、担保を提供していただきます。

不動産担保に頼らない資金調達の保証制度

ここがポイント！

- ・ 令和6年3月15日から連帯保証人が不要になりました！
- ・ 不動産担保によらず営業取引等から発生した売掛債権や棚卸資産を担保に借入できます！
- ・ 一般の保証とは別に、最大2億5,000万円を限度とした借入ができます！
- ・ 取引先からの入金を待たずに資金調達ができ、資金繰りが改善します！

1 制 度 名	流動資産担保融資（ABL）保証制度	宮城県中小企業経営安定資金保証制度 流動資産担保活用資金
2 制度名（略称）	ABL売債／棚卸 根保証／個別	県ABL売債／棚卸 根保証／個別
3 保 険 枠	別枠（流動資産担保保険）	
4 保 証 対 象 者	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有し、県内で事業を営む中小企業者 ※棚卸資産を担保とする場合は法人に限る	
5 保 証 限 度 額	個人・法人・組合 2億円 （融資限度額2億5,000万円のうち、保証割合80%）	一企業等 6,400万円 （融資限度額8,000万円のうち、保証割合80%）
6 資 金 使 途	事業資金	
7 保 証 期 間	1年間（根保証） 1年以内（個別保証）	
8 貸 付 利 率	取扱金融機関所定	年 1.45%
9 信用保証料率	年 0.68%	年 0.56%
10 連 帯 保 証 人	不要	
11 担 保	売掛債権 ①売掛金債権 ②割賦販売代金債権 ③運送料債権 ④診療報酬債権 ⑤その他の報酬債権 ⑥工事請負代金債権 ⑦化体手形 ⑧化体電子記録債権 棚卸資産 事業により生じ、決算書に計上される（予定含む）棚卸資産で、動産譲渡登記ができるものに限る ※個別保証の場合は、売掛債権に限る	
12 添 付 書 類	譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 売掛債権担保の場合 譲渡担保対象売掛先明細書、概要記録事項証明書（債権譲渡登記のもの）、売掛先との取引内容・実績を証する資料（取引基本契約書、発注書、納品書・請求書、支払通知書、振込先口座の通帳等） 棚卸資産の場合 棚卸資産売上代金入金口座届出書、概要記録事項証明書（動産譲渡登記のもの）	
13 備 考	借入額は、担保とした売掛債権または棚卸資産に掛目を乗じた額の範囲内 売掛債権 掛目70%～100%（第三債務者の信用力、対抗要件具備方法に応じて） 棚卸資産 掛目30%（第三者の客観的評価が得られる場合等は、70%を上限として引き上げ可能）	

事業拡大～安定期の長期・安定的な資金調達ができる保証制度

ここがポイント！

- ・ 一般保証とは別枠で、長期・安定的な資金調達ができます！
- ・ 適債基準をクリアした優良企業として、財務内容の健全性を対外的にPRできます！

1 制 度 名	中小企業特定社債保証制度(略称「私募債」)
2 制 度 名 (略 称)	特定社債
3 保 險 枠	別枠(特定社債保険)
4 保 証 対 象 者	適債基準(以下の(1)から(3)のいずれか)を充足する株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下のイ又はロのいずれか1項目及びハ又はこのいずれか1項目を充足する イ 自己資本比率が20%以上である ロ 純資産倍率が2.0倍以上である ハ 使用総資本事業利益率が10%以上である ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上である (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下のイ又はロのいずれか1項目及びハ又はこのいずれか1項目を充足する イ 自己資本比率が20%以上である ロ 純資産倍率が1.5倍以上である ハ 使用総資本事業利益率が10%以上である ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上である (3) 純資産額が5億円以上であり、以下のイ又はロのいずれか1項目及びハ又はこのいずれか1項目を充足する イ 自己資本比率が15%以上である ロ 純資産倍率が1.5倍以上である ハ 使用総資本事業利益率が5%以上である ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上である
5 保証(融資)限度額	発行最高限度額 5億6,000万円(1回の最低発行額 3,000万円) 保証限度額 4億5,000万円(発行額の80%) ※ 危機関連保証および経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証を含め保証債務残高5億円を上限とする
6 資 金 使 途	事業資金
7 保 証 期 間	2年以上7年以内
8 貸 付 利 率	発行体所定
9 信 用 保 証 料 率	年 0.45%～1.90%
10 連 帯 保 証 人	不要です。
11 担 保	2億円超は原則として担保が必要です。
12 添 付 書 類	特定社債保証資格要件申告書、取扱金融機関意見書
13 備 考	【償還・利息支払】 定時償還の場合: 発行後6か月ごとに社債元金および利息の半か年分を償還する 一括償還の場合: 満期に社債元金全額を償還する。(利息支払は年2回)

●借換保証制度 条件変更改善型借換保証(リスク改善借換)

1 制 度 名	国	宮城県
	条件変更改善型借換保証	条件変更改善借換資金
2 申 込 人 資 格 要 件	信用保証協会の通常の申込資格要件のほか、次の各号の要件を満たす方 ① 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること。 ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること。 ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。)の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。 県制度においては、上記①、②は県制度融資であることを満たすもの。	
3 申 込 方 法	金融機関経由保証に限る。	
4 保証(融資)限度額	2億8,000万円(組合等については4億8,000万円) 普通保証 2億円(組合等 4億円) 無担保保証 8,000万円	一企業 8,000万円
5 保 証 割 合	金融機関が選択した責任共有制度の方式によります。⇒責任共有対象	
6 資 金 使 途	保証付きの既往借入金の返済資金(ただし、県制度においては、県制度融資金の既往借入金の返済資金)のほか、上記2③の事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含めることができる。	
7 貸 付 形 式	証書貸付	
8 保 証 期 間	15年以内(据置期間1年以内。ただし、6の資金使途として、「当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)」を含む場合は、据置期間2年以内とする。)	
9 返 済 方 法	原則として均等分割返済	
10 担 保 ・ 保 証 人	担 保: 必要に応じて提供していただきます。 保証人: 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	
11 貸 付 利 率	金融機関所定利率	10年以内 年1.50% 10年超 年2.00%
12 信 用 保 証 料 率	0.45%~1.90%	0.45%~1.59%
13 添 付 書 類	信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書類が必要です。 ① 状況説明書(条件変更改善型借換保証用) ② 事業計画書 ③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面	
14 そ の 他	取扱金融機関に四半期に1回、計画の実行状況の報告が必要	

外部環境の要因による経済危機時のセーフティネット保証

ここがポイント！

- ・ 長期資金により、資金繰りの円滑化を図ることができます。
- ・ 市町村長の認定を受けることが必要となります。
- ・ 1～4、6号については、責任共有制度対象外で協会100%保証です。

1 制 度 名	経営安定関連保証（セーフティネット保証）
2 制 度 名（略 称）	「経営安定関連（1～8）」
3 保 險 枠	経営安定関連枠
4 保 証 対 象 者	中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの認定を受けた中小企業者（取引の相手たる事業者の倒産、事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた理由および経済事情の変動により経営の安定に支障を生じている中小企業者） 1号～ 大型倒産（再生手続き開始、申立等）の発生により影響を受けている中小企業者 2号～ 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者 3号～ 指定地域の災害等により影響を受けている指定業種を営む中小企業者 4号～ 指定地域の災害等により影響を受けている中小企業者 5号～ 不況業種に属する事業を営む中小企業者 6号～ 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者 7号～ 取引先金融機関が金融取引の調整を行うことにより資金繰りに影響を受けている中小企業者 8号～ （株）整理回収機構又は（株）産業再生機構に貸付債権が譲渡されたことにより資金繰りに影響を受けている中小企業者
5 保 証 限 度 額	一企業 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）
6 資 金 使 途	運転資金または設備資金
7 保 証 期 間	10年以内（据置期間1年以内）
8 貸 付 利 率	金融機関所定
9 信 用 保 証 料 率	年0.84%（1～4、6号）年0.72%（5、7、8号）
10 連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
11 担 保	必要に応じ提供していただきます。
12 備 考・添 付 書 類 等	※宮城県、仙台市の融資制度にも該当するものがありますので、詳細は各種保証制度の一覧をご覧ください。 宮城県…経営安定資金の中の経営環境変化対策資金、経営改善サポート借換資金 仙台市…仙台市中小企業育成融資の中の経済変動対策資金

半期基準報告制度にかかるモニタリング

下記モニタリング対象の保証制度を利用している中小企業・小規模事業者について、金融機関は融資実行後にモニタリングを実施したうえで、定期的に信用保証協会へ報告書を提出する必要があります。

信用保証協会は、提出された報告書を確認し、必要に応じ金融機関等と連携のうえ適切な期中支援・経営支援に努めます。報告内容によっては、更なる業況確認のため決算書・確定申告書等の提出を依頼する場合があります。

また、報告書が未提出の場合は、報告対象の保証と同一取扱金融機関からの保証申込みは取扱いできないほか、代位弁済請求時には、提出を行わなかった理由を記載した「理由書」の提出が必要となりますので注意してください。

1. モニタリング対象

セーフティネット保証 5 号	平成 23 年 6 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに保証申込受付し貸付実行したもの(保証金額 1,250 万円以下または保証期間 1 年以内のものは対象外)。
東日本大震災復興緊急保証	令和 3 年 4 月 1 日以降に保証申込受付したもの。 ただし、令和 3 年 3 月 31 日までに保証申込受付し貸付実行したものは、保証期間 10 年超または据置期間 2 年超のもの(保証金額 1,250 万円以下のものは対象外)。
危機関連保証	危機指定期間内に保証申込受付し貸付実行したもので、保証期間 1 年超のもの。
宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金	令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までに保証申込受付し貸付実行したもので、据置期間 1 年超のもの。 ※当初初回返済日が属する半期までモニタリングを要する。
セーフティネット保証 4 号 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)	令和 4 年 10 月 1 日以降に保証申込受付したもの。(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)

2. モニタリング期間・報告

	モニタリング 期間	業況報告書 提出(※)	備 考
上半期	4月～9月	11月末まで	・ <u>モニタリング期間は貸付実行後5年間です。</u> ・ 第1回目のモニタリング期間は、対象となる保証付融資貸付実行後の次の半期から開始する。ただし、宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金については、貸付実行日の属する半期から開始する。 ・ 業況報告書提出期限までに完済または代位弁済に至った場合、提出は不要。
下半期	10月～3月	5月末まで	

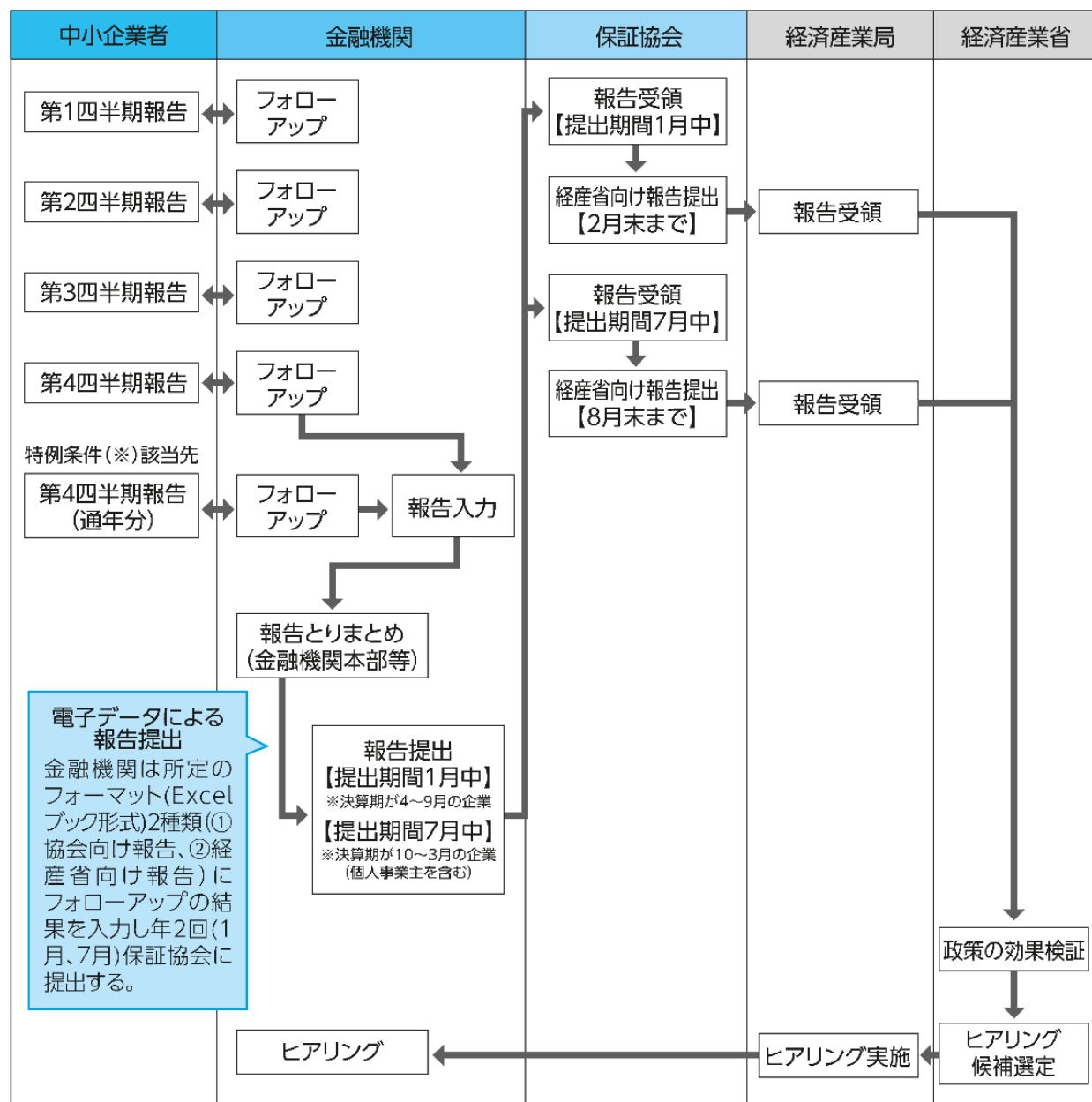
	上半期						下半期					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
信用保証協会 ↓ 金融機関	(4 月初旬) モニタリングに関する 通知発送 (前年度下半期迄 実行分)	(金融機関)前年度下半期迄実行分に 係るモニタリング実施					(10 月初旬) モニタリングに関する 通知発送 (当年度上半期迄 実行分)	(金融機関)当年度上半期迄実行分に 係るモニタリング実施				
信用保証協会 ↓ 金融機関	(4 月初旬) 業況報告書の提出 に関する通知発送 (前年度上半期迄 実行分)						(10 月初旬) 業況報告書の提出 に関する通知発送 (前年度下半期迄 実行分)					
金融機関 ↓ 信用保証協会		(5 月末日) 業況報告書提出 (前年度上半期迄 実行分)						(11 月末日) 業況報告書提出 (前年度下半期迄 実行分)				

事業年度基準報告制度に係るモニタリング

経営力強化保証制度（R6.7.1開始）、協調支援型特別保証制度（モニタリング型）及び伴走支援型特別保証制度を利用している中小企業者について、金融機関は融資実行後にモニタリングを実施したうえで、定期的に信用保証協会へ報告書を提出する必要があります。

中小企業者の事業年度を基準として、貸付実行日の属する四半期の翌四半期から、経営行動計画書策定日の属する事業年度から5事業年度がフォローアップ期間となります。

フォローアップ概要



(※)特例条件とは… 特例条件を満たした場合は、四半期毎に1回のフォローアップを翌事業年度から年1回(第4四半期終了後における通年分のみ)とすることができます。特例条件は、制度によって異なります。詳しくは、各制度の照会回答事例集をご覧ください。信用保証協会へお問い合わせください。

償還報告について

内入・完済報告書(様式H4010)および特殊保証(期間・残高)確定報告書(様式H4020)

		手形・証書貸付	カードローン・当座貸越	割引根保証
期日完済・期日前完済	内入・完済報告書 (様式 H4010)	不要(注 1)	不 要	不 要
	特殊保証 確定報告書 (様式 H4020)	—	・ 確定日は、期日又は完済日と同一(期日が休日でも同一) ・ 確定金額は0円 ・ 明細欄は記入不要	・ 確定日は、期日又は完済日と同一(期日が休日でも同一) ・ 確定金額は0円 ・ 明細欄は記入不要
(完済条件を付す場合) 期日に書替更新する場合	内入・完済報告書	—	・ 確定日が休日で確定残高が発生している場合必要(注2)	・ 保証番号は旧保証番号を記入 ・ 償還日(完済日)は更新日(旧保証番号の期日) ・ 償還額は極度額を記入 ・ 償還後残高は0円 ・ 念書の写しも同時に必要
	特殊保証 確定報告書	—	・ 保証番号は旧保証番号を記入 ・ 期日が営業日の場合は、確定日は完済日と同一(確定金額は0円) ・ 期日が休日であっても確定日は期日と同一(注2)	不要
(残高があり確定させる場合) 期日に更新しない場合	内入・完済報告書	—	・ 特殊保証確定報告書提出後、内入れの都度及び完済時に必要	・ 特殊保証確定報告書提出後、手形落込みの都度及び完済時に必要
	特殊保証確定報告書	—	・ 確定日は期日と同一(期日が休日でも同一) ・ 確定金額は残合計金を記入 ・ 明細欄は記入不要 ・ 完済時は不要	・ 確定日は期日と同一 ・ 確定金額は残手形・電子記録債権の合計金を記入 ・ 明細欄は手形・電子記録債権1枚ごとの記入 ・ 完済時は不要

(注1) 完済後の新規申込みやカードローンの更新時期と重なり、データ未処理のときは内入・完済報告書の提出をお願いすることがあります。

(注2) 期日が休日で貸越残高がある場合は、「特殊保証確定報告書」及び「内入・完済報告書」の提出をお願いします。

専門家派遣事業

当協会では経営の安定に支障をきたしている企業や、生産性向上を目指す企業等で経営改善等に意欲のあるかたに対し、『無料』で専門家を派遣する事業を行っています。

【事業内容】

当協会が連携する機関等の中小企業診断士等を派遣し、下記の事業を行います。

- ① 経営改善に対する助言
- ② 事業承継に対する助言
- ③ 生産性向上に向けた助言

※概ね5回を目安に派遣を予定しますが、内容によって柔軟に対応します。

【対象者】

次の2つの要件のいずれにも該当するかた

- ① 当協会の保証利用があるかた
- ② 経営改善等に意欲があるかた、または経営改善等が必要であると当協会が判断したかた

※なお、ご希望に添えない場合もございます。予めご承知おください。

【費用負担】

無料 当協会が全額負担し、事業者のかたの費用負担は一切ありません

＜ご利用の流れ＞



● 専門家派遣事業実施事例① ～価格・メニューレイアウト変更～

ラーメン店経営(県内4店舗)

＜概要＞

新型コロナウイルスの影響から来店客数減少し業績悪化していた企業。徐々に客足戻るも昨今の原料高騰や最低賃金上昇に伴うコスト増加から、資金繰り厳しくなっていた先。

＜支援内容＞

専門家による商圈・店舗調査を実施し、必要経費を加味した売上計画を基に価格帯の刷新やメニューレイアウト変更を提案した。

＜効果＞

自社のコンセプトや顧客ニーズを再認識できたことで、価格やメニューレイアウトの変更を実施することができた。中長期的な目標設定により、代表者の経営改善意欲が強まった。

● 専門家派遣事業実施事例② ～ローカルベンチマーク活用による方向性整理～

ガラス製造業

＜概要＞

震災被害による営業停止等から業績悪化した先。業績改善に向けて販路開拓を図るも新型コロナウイルスの影響もあり業績回復に時間を要していた企業。

＜支援＞

専門家との対話から自社の事業内容を深掘りし、現状や課題把握、今後の方向性について考えるきっかけとしてローカルベンチマークを実施した。

＜効果＞

自社の強みの把握、明確化から今後の方向性が定まり、市内のみならず関東圏の事業者にも精力的に営業を行うことができた。

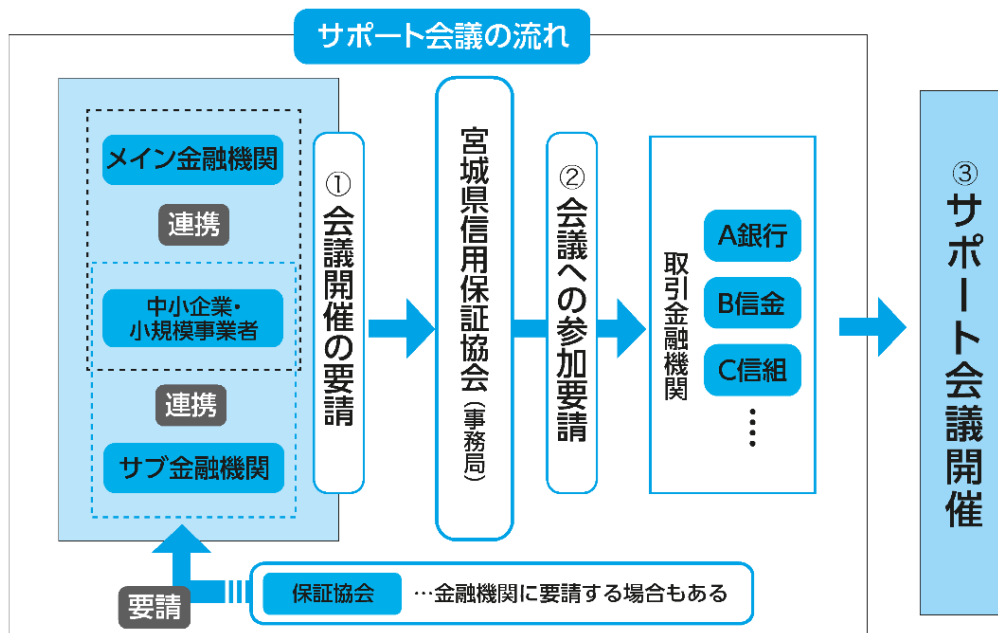


ローカルベンチマークとは…

- 企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール(道具)です。活用によって企業が抱える課題の早期発見が可能になります。
- 企業の経営者等と金融機関、支援機関等が、対話を通じて現状や課題を理解し、個々の企業の経営改善に向けた取組を促す手段となります。

サポート会議

中企業・小規模事業者が、自社の経営目標や課題解決に向けた取組みの実施、経営改善計画の策定等を行う過程における複数の取引金融機関との調整に係る負担を低減するため、当協会が事務局となり「サポート会議」を開催する取組みを行っています。



- ① 中小企業・小規模事業者とメイン金融機関またはサブ金融機関が連携して、事務局である宮城県信用保証協会に対し、サポート会議の開催要請を行います。
保証協会が中小企業・小規模事業者と連携して取引金融機関に対し開催要請する場合もあります。
 - ② 事務局は、要請に基づき取引金融機関にサポート会議への参加要請を行い、会議開催の日程等の調整を行います。
 - ③ サポート会議においては、経営改善計画策定までの経過、財務内容、経営改善案、債権者への支援依頼内容や資金計画等を中小企業・小規模事業者から説明を受け、中小企業・小規模事業者と取引金融機関が意見交換を行います。
- ※サポート会議は、意見交換のみを行い、意見交換した内容を一旦持ち帰ったうえで、各金融機関が自らの対応方針を決定するものであり、会議の場においての合意形成は行いません。

「経営改善計画策定」にかかる費用補助

中小企業・小規模事業者が、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画の策定を行った場合に、国がその費用総額の2/3（上限200万円）を補助する制度があります。
当協会でも、この制度を利用した場合に、事業者が負担した1/3（上限100万円）の費用について、50万円を限度として補助を行っています。

【補助の概要】

経営改善計画策定支援費用（モニタリング費用は除く）のうち 1/6（上限 50 万円）を補助します（千円未満切捨て）。

【対象者】

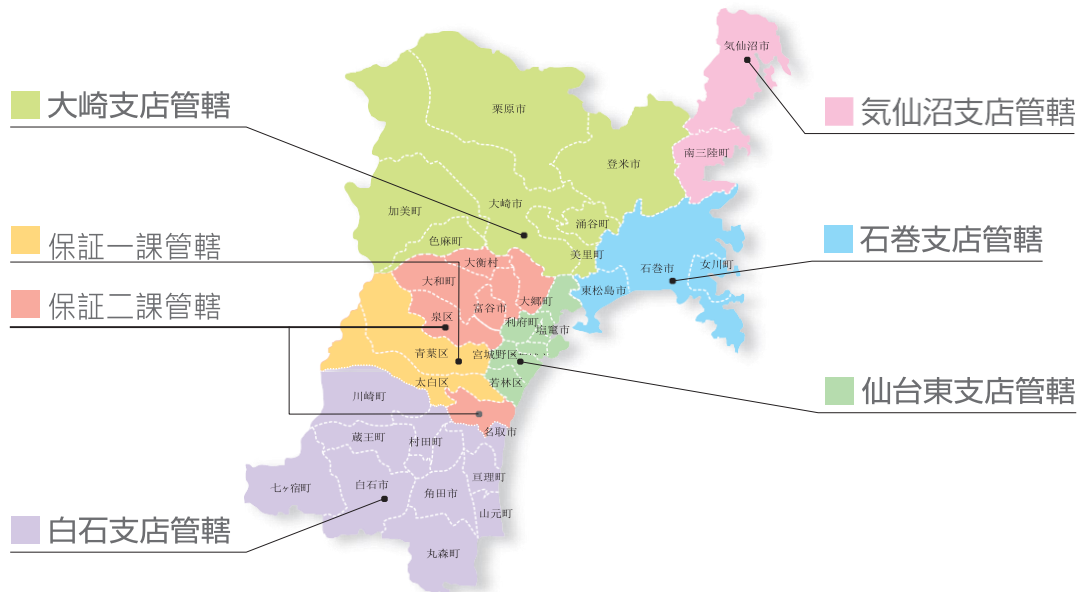
次の全ての要件を満たす事業者

- ① 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、当協会が費用補助を適当であると認めたかた
- ② 利用申請時点で、当協会の保証利用があるかた
- ③ 原則として金融機関との合意形成に向けて「サポート会議」を活用するかた

本店・支店の担当業務のご案内

部・課・支店名			主な業務	担当地域	住所・TEL・FAX
本店	総務部	総務企画課	人事、庶務、経理、広報、事業計画、出捐金、負担金	—	住所 〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目 16 番 12 号 仙台商工会議所会館 6 階
		情報システム課	電算処理業務、統計業務	—	
	経営支援部	業務企画課	保証業務の運営に係る企画・立案・実施、諸規程の改廃・整備、保証業務指導、信用保証料、償還処理、広報、保証制度の制定・改廃、事業計画	—	● 総務企画課 TEL 022(225)6493(代) FAX 022(261)1620 ● 情報システム課 TEL 022(225)6494(代) FAX 022(216)0546
		経営支援課	保証稟議の審査、再生支援・経営支援業務、延滞保証債務の管理業務の運営に係る企画・立案・実施、諸規程の改廃・整備、中小企業活性化協議会関連案件、求償権消滅保証、事業再生保証(DIP)、事業再生円滑化関連保証(プレDIP)、求償権放棄及び不等価譲渡、商工会議所・商工会等での金融相談	—	● 業務企画課 TEL 022(225)6495(代) FAX 022(216)0546 ● 経営支援課 TEL 022(225)5230(代) FAX 022(216)0546
	検査室		検査事務、考査事務	—	住所 〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目 16 番 12 号 仙台商工会議所会館 5 階 TEL 022(225)6491(代)
	コンプライアンス推進室		コンプライアンスに関する企画・立案・推進・遵守状況のチェック	—	
	管理部	管理課	求償権の管理回収業務の運営に係る企画・立案・実施、諸規程の改廃、求償権の法的手続、求償権管理回収指導、代位弁済の受付・履行、事業計画	—	● 管理課・債権管理課 TEL 022(225)6497(代) FAX 022(225)6560
		債権管理課	求償権の管理回収	宮城県内全域	
	本店営業部	保証一課	保証申込み相談・受付、金融相談、融資斡旋、保証の審査、信用保証書の発行、貸付実行報告の処理、保証債務の期中管理・調整、部の庶務・経理	仙台市青葉区、太白区	本店営業部 ● 保証一課 TEL 022(225)6421 ● 保証二課 TEL 022(225)6422 FAX 022(262)5134 共通
		保証二課		仙台市泉区、名取市、富谷市、黒川郡	
仙台東支店			保証申込み相談・受付、金融相談、融資斡旋、保証の審査、信用保証書の発行、貸付実行報告の処理、保証債務の期中管理・調整、支店の庶務・経理	仙台市宮城野区・若林区、塩釜市、多賀城市、宮城郡	住所 〒984-0015 仙台市若林区卸町二丁目 9 番 5 号 仙台卸商センター第二OCビル 3 階 TEL 022(783)9021(代) FAX 022(783)9020
白石支店				白石市、角田市、岩沼市、柴田郡、刈田郡、亘理郡、丸森町	住所 〒989-0273 白石市中町 11 番地井丸ビル 5 階 TEL 0224(25)2135(代) FAX 0224(26)3335
大崎支店				大崎市、栗原市、登米市、加美郡、遠田郡	住所 〒989-6166 大崎市古川東町 5 番 46 号古川商工会議所会館 3 階 TEL 0229(22)0722(代) FAX 0229(24)2614
石巻支店				石巻市、東松島市、女川町	住所 〒986-0822 石巻市中央二丁目 9 番 18 号石巻商工会議所会館3階 TEL 0225(22)4178(代) FAX 0225(95)4930
気仙沼支店				気仙沼市、南三陸町	住所 〒988-0084 気仙沼市八日町二丁目 1 番 11 号 気仙沼商工会議所会館 3 階 TEL 0226(22)1972(代) FAX 0226(24)3802

相談窓口のご案内



■本店・本店営業部(保証一課・保証二課)

住所 〒980-0014

仙台市青葉区
本町二丁目16番12号
〔仙台商工会議所会館〕
5・6階

保証一課

TEL 022-225-6421

保証二課

TEL 022-225-6422

FAX 022-262-5134

●担当地区

保証一課…仙台市青葉区、太白区
保証二課…仙台市泉区、名取市、富谷市、黒川郡



■仙台東支店

住所 〒984-0015

仙台市若林区
卸町二丁目9番5号
〔仙台卸商センター〕
第二OCビル3階

TEL 022(783)9021

FAX 022(783)9020

●担当地区

仙台市宮城野区・若林区、塩釜市、多賀城市、宮城郡



■白石支店

住所 〒989-0273

白石市中町11番
(地井丸ビル5階)

TEL 0224(25)2135

FAX 0224(26)3335

●担当地区

白石市、角田市、岩沼市、柴田郡、刈田郡、亘理郡、丸森町



■大崎支店

住所 〒989-6166

大崎市古川東町5番46号
〔古川商工会議所会館〕
3階

TEL 0229(22)0722

FAX 0229(24)2614

●担当地区

大崎市、栗原市、登米市、加美郡、遠田郡



■石巻支店

住所 〒986-0822

石巻市中央二丁目
9番18号
〔石巻商工会議所会館〕
3階

TEL 0225(22)4178

FAX 0225(95)4930

●担当地区

石巻市、東松島市、女川町



■気仙沼支店

住所 〒988-0084

気仙沼市八日町
二丁目1番11号
〔気仙沼商工会議所〕
会館3階

TEL 0226(22)1972

FAX 0226(24)3802

●担当地区

気仙沼市、南三陸町



【「信用保証業務案内」変更履歴一覧】

[illegible]